

議院運輸委員会議録 第六号

昭和六十三年四月一日(金曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 関谷 勝嗣君

理事 小里 貞利君

理事 魁井 静香君

理事 二階 俊博君

理事 長田 武士君

理事 岡島 正之君

鹿野 道彦君

鴻池 祥肇君

田中 直紀君

平林 鴻三君

山村 新治郎君

小林 恒人君

新盛 辰雄君

浅井 美幸君

中村 正雄君

藤原 ひろ子君

出席國務大臣

運輸大臣

出席政府委員

運輸省國際運輸局長

運輸省貨物流通局長

運輸省海上技術安全部長

別金融課長

労働省労働基準監督官  
(社団法人日本船主協会理事長) 山元伊佐久君  
(全日本海員組合組合長) 土井一清君  
運輸委員会調査室長 荒尾正君

三号)

○関谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

兩案審査のため、本日、参考人として社団法人日本船主協会理事長山元伊佐久君及び全日本海員組合組合長土井一清君の出席を求める意見を聴取いたしましたが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○関谷委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。新盛辰雄君。

○新盛委員 船員法改正法案、船員雇用促進特別措置法一部改正法案にかかる審議に入る前に、

本日、大変お忙しいところを本委員会に御出席をいただきました山元伊佐久日本船主協会理事長、土井一清全日本海員組合組合長のお二方には、大変ありがとうございました。

当面しております、危機的状況を醸し出してお

ります海運業全般にわたる大事な問題だけに、き

ょうは十分に経営者側いわゆる使用者側、そして

船員の立場で、これらの問題を取り組んでおられ

る皆さん方に率直な御意見を賜りたいと存じま

す。時間の都合もございますので、参考人の方から冒頭にお願いをしたいと存じます。

船主側の方にまずお聞きしますが、最近の北米

改正する法律案(内閣提出第六二号)

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六

こ数年、まさに業界も再建の観点はゼロと言われるぐらいに大変厳しい現状であります。さらには、空洞化現象が最もはつきりしてきております。海運業界の中で、安い労賃に頼る仕組み船にシフトされた海運業界、こうしたことなど、当面するこの環境について、船主協会としてどういう御理解をされているでしょうか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○山元参考人 御説明申し上げます。

本日、主として外航海運の立場で御説明申し上げたいと存じますので、あらかじめ御了承をいただきたいと存じます。

日本海運は、オイルショック後、国際的な情勢のもとでございましょうけれどもタンカー、続いて不定期船、そして定期船と、三部門同時不況に見舞われてまいりました。そのため、海運各社は体力が相当弱ってまいっておりました。そのやさきに、一昨年の秋以来、大幅かつ急激な円高に見舞われまして、経営は危機的な局面に立ち至った次第でございます。

ちなみに、大手主要海運各社の決算状況を見ますと、六十一年度におきましては前年度に比べまして九百六十億円ばかり損益が一挙に悪化いたしております。そういう状態のとでさらに円高が進んでおりますので、六十二年度決算はより損益が悪化するというように見込まれている次第でございます。

それと同時に、日本船の国際競争力という立場から見てまいりますと、從来からも日本船の人員費は、東南アジア船員が乗り組んでおります船に比べましてコストが約三倍程度高かつたわけですが、ますけれども、この円高によりまして六倍な

いしは七倍というような状況になつております。とても競争ができないというような状況に立

ち至っているわけでございます。このようなこと

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第六二号)

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六

から日本船の海外流出が増加いたしまして、五十年当時には日本船は千百四十隻、三千四百五十総トンあつたわけでござりますけれども、六十二年には八百十六隻、二千八百二十万トンということで、隻数におきまして三〇%近く減少いたしております。この円高はさらに進行をいたすと思われますので、今後さらに日本船が減少するのではないかということで、強く危惧の念を持っています。

○新盛委員 そういう厳しい環境にありますのに、日本船員を確保されるという面でも大変だと思いますが、昔聞聞われております便宜置籍船主側としてはどういう御理解をしていらっしゃいますか。

○山元参考人 御説明申し上げます。  
海運各社におきましては、經營上何とか日本船を保有していきたい。その優秀な日本人船員の乗つた日本船というのは、各産業界、荷主の方々から大変な信頼を得ているわけでございます。しかし一方におきまして、先ほど申し上げましたように日本船が減少してきますと、船員の雇用の問題に大変な影響を及ぼすわけございまして、一定の日本船を保有しておく必要性は十分認識しているわけでござりますけれども、現実はなかなかそうはいかないという状況でございます。

海運各社は、こうした未會有の危機に対処するために、あらゆる緊急対策を打ちつつあるわけでござりますけれども、その生き残り策の一つといふたしまして、既存の日本船をFOCにするとか、あるいは組み船を建造するなどいろいろなことで対応していくざるを得ない状況でございます。このように、企業が生き残っていくためと一定数の日本人船員の雇用の確保という立場から、ぎりぎりの選択といたしまして、日本船の国際競争力を高めるために日本船への混乗というものを何とか実現して、この危機を乗り切っていきたいというように考へている次第でございます。

○新盛委員 両方ともまだ結論が出ておりませんけれども、私どもとしては、船主の立場からせひこうしていただきたいといふようなことをお願い申し上げておきたい次第でございます。

○新盛委員 新造船建造の意欲がどうしても悪いところにあります。最近の環境は確かにそうですが、

ども、これからそうした厳しい要員対策を含め、あるいはコスト減のために、結論が出ているかどうかわかりませんが、混乗体制ということについてはもう具体的に仕組み船を初めとして進められておるんでしようか、結論が出ているんでしょうか。

○山元参考人 御説明申し上げます。

現在、運輸省におかれまして、一つは海上安全船員教育審議会の中に船舶職員部会がございまして、その中に船舶職員法第二十条問題小委員会となり、五年前にマルシップに関する特例措置が設けられましたが、それが今月の二十九日に期限切れとなりますが、それがまだございます。そこで先生御承知のとおり、五年前にマルシップで、期限切れ上げました小委員会で、期限切れとなるマルシップの特例措置をどうするのかということを御審議しておられまして、それに関連しまして、我々船主サイドといたしましては、単に從来認められておりました特例措置だけでなく、その措置を外航一般につきましても適用範囲を拡大するとか、あるいは乗組員定数をさらに極力少數化してほしいというようなお願いを申し上げて、御審議をいたしております。ただ、これは緊急避難的な問題の解決でございまして、それはそれとして経過措置的な意味で何とか実現していただきたい。

一方におきまして、本格的な新しい船舶登録制度をヨーロッパと同じようひとつの何とか御検討をいただきたいといふことを、やはり運輸大臣の諮問機関でございます海運対策部会、そここの海運対策部会の中にフラッギングアウト・ワーキンググループがございまして、昨年の末から基本的な、根本的な改革につきまして御審議をいたしております。

○山元参考人 御説明申し上げます。

官公労使が協力いたしまして、五十四年からわる近代化船というものを進めております。従来、一隻について二十三、四人乗つております乗組員を十八名にするというところからスタートいたしまして、現在は既に十四名体制の実験を行つております。十八名につきましては既に実用化いたしておりまして、これは一つ完結いたしていりますが、バイオニアシップという形で十一名の乗組員の体制を目指して、労使協力しましてその実験を進めようとしているわけでございます。

それはやはり、技術の革新に対応いたしました日本人船員を維持していくといつの大きな試みでござりますけれども、この十一名の乗り組み体制でありまして、東南アジアの船員が乗り組む船から見ますとコストが大体四倍近く高くなるわけでございます。しかし、それはそれとして、やはりそういう技術革新に対応した乗り組み体制が必要でございますので、今後進めてまいりたいとは思つておりますけれども、先ほど來申し上げましたように、一般的に申し上げまして船員のコストが東南アジア船員の乗り組む船に比べまして大変な割高な状況でございます。計画造船の形で何とかつくりたいとは思うのですけれども、現実はなかなかそうはいかない、そういう事情がございまして、やはり先ほど申し上げましたように日本籍船への混乗というものが認められますれば、

このことでお伺いしますけれども、金利が横並びで五・二%という安い金利ということにはなつてゐるんですけども、昨年四十三次の造船計画で七百億ぐらい一応つけられていたのですが、一隻だけ建造された。六十三年度も四百二十億、金としてはこういうふうに融資の状況が出されておるのですが、この建造、これは船主側の方がどうしても建造することに対する理解といいますか積極性といいますか、そうした面がなければならぬわけですが、この件についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○山元参考人 御説明申し上げます。

官公労使が協力いたしまして、七百総トン未満の小型船舶にかかる労働時間問題で改正をすることになったわけですが、率直に申し上げて、七百総トン未満の小型船舶にかかる労働時間問題、小労則と言つておりますけれども、こうしたものに対しては除外をされて特別な変形勤務的なものをされている。この際、一挙に直すといつております。十八名につきましては既に位置づけられるということは、これは労働時間もですが、あるいは適用範囲、休日、そして有給休暇、こうしたことに対する使用者側としてはどういう御理解をしていらっしゃるでしょうか、総括的にお願いします。

○山元参考人 御説明申し上げます。

日本海運の現状は先ほど來申し上げたとおりでござりますけれども、労働時間の短縮あるいは休日・休暇の増加ということにつきましては、社会的な要請もございますので、その方向につきましては異論がないところでございます。しかしながら、海上労働というものは陸上の労働と違った実情にござりますので、これは一般論としてございまますけれども、この海上労働の特殊性というものを十分にごしんしやくいたしまして、彈力的な運営をお考えいただきたいと存じます。

個々の問題について申し上げますと、まず法定労働時間でござりますけれども、労働時間の短縮、その結果生じます休日の大幅な増加というものはコストの増大につながりますので、外航、内航、旅客船、フェリー等、各関係業界がこの法改

正に円滑に対応できるように、経過措置を設けていただきたいというのがお願いでございます。

それから、補償休日の問題でございますけれども、休日の考え方につきましては船員中央労働委員会の場で今後具体的に検討されるというぐあいに聞いておりますけれども、この休日がすべて陸上で付与されるということではなくて、休日の事前の付与とか乗船中の付与とか半日休日の付与とか、そうした制度を取り入れていただきたいといつて申上げますれば、日本人船員が直面いたしております国際競争力の低下に拍車をかけるようなことのないように配慮をいただき、また船舶運航の実態に即した彈力的な方法によつて休日をとりやすくするよう御配慮いただきたい、こういふう考えでございます。

○新盛委員 最後に、またもとに返つて恐縮ですが、FOCは先ほどの御説明でよくわかりました。が、日本人船員の一定の職域という認識の上に立ちまして、日本船員をある程度行政的に定数、定期を決めてそれを義務づけるような、いわゆる日本船員がFOCに乗れる、乗せるための義務づけ、そんな拘束をもつてすることについてはどうお考えですか。

○山元参考人 御説明を申し上げます。

船主サイドといたしましては、先ほど来、日本船の国際競争力が国際的に見まして禁止的なレベルに達しておりますので、基本的に混乗の日本船あるいは近代化の実験・実証船、それから仕組み船、外国用船、こういうものを適宜組み合わせまして、そして全体として日本商船隊の競争力を維持していくというのが我々の希望であるわけでございます。

その点をもう少し補説いたしますと、日本の海運が置かれております状況というのは、先進海運国もやはり同じく国際競争力の低下と自国船の海外流出ということに悩まされているわけでござります。歐米におきましては、ここ数年の間に自国船がおよそ半分に減っていることもございまし

て、国防上の見地も含めまして、その対策が講ぜられているかもしくは真剣に検討が行われているという状況でございます。

例えは、ノルウェーでは新しい船舶登録制度が導入されまして、ノルウェー人は船長だけでいい

というような制度まで踏み切りまして、船員費のコストの引き下げが可能となっております。一方、アメリカにおきましては、国防上の見地が強まつたけれども、従来から特定の航路においては思われますけれども、従来から特定の航路につきまして運航費差額補助というような形で、船員費の格差を埋めるべく年間三億ドルの補助金が交付されているという状況でございます。また、ほかのヨーロッパ諸国では、特定の分野で既に適用されております所得税の減免措置が船員に適用され、船主、船員の負担の軽減を図ろうといたしました。こうしたことと、欧米の国におきましては船舶の登録制度を新しく改革する、アメリカは從来どおり運航費差額補助を出すというような形で、それぞれ国の実情に応じた措置がとられて、自国船の競争力の回復あるいは自國船の維持という法則がとられているわけでございます。

日本におきましても、先ほど申し上げました二つの審議会で今御議論をいたしておりますので、ぜひ私どもが期待する結論が出ることを念願している次第でございます。その場合に、FOCの位置づけでございますけれども、さつき基本的な立場を申し上げましたように、あらゆるタイプの船を適宜組み合わせてやつていくという柔軟な対応が我々の望むところでございまして、FOCに日本船員は何名乗せなければならないという義務づけは、この非常に厳しい状況のもとでは現実に即きないかと思ひますので、ひとつ弾力的な施策といふものをおとりいただきたいといふのが私どもは念願している次第でございます。

○新盛委員 山元参考人には、大変お忙しいところありがとうございました。貴重な御意見を聞かしていただきまして、これからまた審議の中でも十分活用させていただきます。お引き取りいただ

いても結構でございます。ありがとうございます。

た。

次に、今船主側の方をお聞きしましたが、船員さんの立場に立つて土井組合長にお聞きしたいと思います。

船員の雇用について労使で設立しました外航船員雇用開発機構、こうしたことで積極的に労使の間で取り組んでいらっしゃるわけあります。が、最近の長引く海運不況下で、船員の雇用にも大きな影響が出ているわけすれども、船員の立場から見た現況、そしてこうしたとの背景についていかがお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○土井参考人 海員組合の土井でございます。平素は、委員長初め各委員の皆さんには大変お世話になっておりますことを、心からお礼を申し上げております。

日本におきましても、先ほど申し上げました二つの審議会で今御議論をいたしておりますので、ぜひ私どもが期待する結論が出ることを念願している次第でございます。その場合に、FOCの位置づけでございますけれども、さつき基本的な立場を申し上げましたように、あらゆるタイプの船を適宜組み合わせてやつしていくという柔軟な対応が我々の望むところでございまして、FOCに日本船員は何名乗せなければならないという義務づけは、この非常に厳しい状況のもとでは現実に即きないかと思ひますので、ひとつ弾力的な施策といふものをおとりいただきたいといふのが私どもは念願している次第でございます。

その実を結ばないという背景の一つの大きな問題は、依然として過剰船腹であるという点であろうと思います。既に御承知と存いますが、今日、タンカーにおいても二九%，一般貨物船において二〇%，これが過剰だと言わっております。海運造船合理化審議会で、これらの過剰船腹の解消促進について答申がなされ、銳意海運、造船両業界において解消作業が進められておりま

す。しかしながら、海運市況の波動の中で、係船するものあるいは解消するものが一時市況に出ます。それらの動きが鈍ってしまったというような点等もありまして、現実には過剰船腹が依然として重く海運経営を圧迫しておる状況にございます。

特に、日本は世界一の海運国、世界一の造船国ということで、五十八年当時大変な不況でございましたけれども、当時の造船の発注規模というものは、それ以前の十年間の建造量を上回るほどの大造をいたしました。しかも、その建造をいたした中で、計画造船とかあるいは自己資金による造船とかいろいろな形があるわけですけれども、やはり一番大きな問題は、商社、金融あるいはリース会社等々による大量の自己資金建造が行なわれました。それらの影響が今日までずっと続いているというのが実態でございます。この過剰船腹を解消しない限り、海運経営の再建というものはまずおぼつかないという点が一点であります。

二番目には、円高・ドル安でございます。円によって我が国外航海運の経営が極めて圧迫されたことは、もう既に御承知のとおりだと思います。外航海運三十八社が計画造船等による政府の中での生き残り策として相当大幅な合理化対策をとつてまいりました。その中で一番大きいのは、何といっても船舶の不経済船の処理、それから過剰になった船員の雇用調整、こういった問題が大きな対応でございました。これらの諸対策を精力的に進めてみましたが、今日なお円高あるいはアメリカの新海運法の発動等々の影響で、それらの合理化努力がほとんど実を結んでいないということが実態でございます。

その実を結ばないという背景の一つの大きな問題は、依然として過剰船腹であるという点であろうと思います。既に御承知と存いますが、今日、タンカーにおいても二九%，一般貨物船において二〇%，これが過剰だと言わっております。海運造船合理化審議会で、これらの過剰船腹の解消促進について答申がなされ、銳意海運、造船両業界において解消作業が進められておりま

す。しかし、海上の諸産業においても同じだといふことで、我々の真意を十分見ていただけない空気がありましたが、これが過剰だと言わっております。海運造船合理化審議会で、これらの過剰船腹の解消促進について答申がなされ、銳意海運、造船両業界において解消作業が進められておりま

す。しかし、海上の諸産業においても同じだといふことで、我々の真意を十分見ていただけない空気が支配的でございますけれども、このようにドルが安く、円が高くなつた現状において、各委員、諸経済指標を見られたたらおわかりのとおり、今日

の景気拡大傾向は、恐らく昭和六十四年の決算期まで続いているべきだと言っている好況ブームがもう既に起つておるわけあります。

ところが、その中で外航海運だけが三角印であります。御存じのとおり、収益状況は外航海運だけ造船分野においても極めて不況を強いられておるわけでござりますけれども、中小造船も同じだと思いますが、大手の造船の場合はまだ陸上の内需部門に相当転換をいたしておるわけです。したがつて、収益状況も外航海運よりは改善されておる。ましてや、鉄鋼においても不況産業と言われましたが、今日では海運、造船、鉄鋼という不況の陣営の中から、鉄鋼はもう抜け出しておるんではないかと思ひます。ひとり外航海運だけが、もちろん田高・ドル安の一一番大きなしわ寄せを受けておるんではないかというふう思います。

私たちも組合側といたしましても、経営側に対しても多角経営をやるべきだということを強く主張いたし、この内需拡大傾向、前川レポートに基づく経済構造の改革の方向に向けて経営努力をすべきだという主張をいたしておりますけれども、いかんせん今日まで長い間、外航海運は外航海運を専門としてやってきたというのが実態だらうと思います。こういう状況で、田高・ドル安の重圧というものは、外航海運にとってきわめて大きな問題であるという点が第二番目の問題であります。

第三番目の問題は、北米定航の問題でござります。御存じのとおり、アメリカの新しい海運法が施行されて以来、インテンデンントアクションとかサービスコントラクトとかいうような独自な手段で運賃競争が行われる。そういう状況の中で、日本の船社はアメリカの船社あるいは昨今のAJIANS諸国との競争の中であれども、それが今日までほとんど手つかずであるというようなこと等から、外航海運の苦境と船員の雇用というものが、ある程度確保できたと思ひますけれども、既に五航大手六社の北米における赤字は約六百億円、最近に至りまして大体五百億円ぐらいの赤字に、多

少縮小傾向にはありますけれども、依然として膨大な赤字を抱えております。

そういう状況の中で、北米における日本商船隊の競争力をつけるため、私どもは大手船社の協調体制というものを強く求めてきたわけでありますけれども、先般の海運造船合理化審議会では、これまで前川レポートあるいは国際的な規則緩和の動向に連動をいたしまして集約体制を解除いたしました、それ以来この数年間、各定航会社が独自の経営努力で北米航路の安定的な維持発展に努力をしたわけありますけれども、いかんせん集約体制を解除した直後に田高・ドル安というこのG5の影響をもろに受けまして、今日、先生方御承知のとおり外航海運大手六社のうちもう三社が金融の特別な支援を受けて、事実上倒産状態に陥ってしまいました。



それからもう一つ、後ほどまた恐らく御議論にならうかと思いますけれども、今回労働時間の短縮に当たりまして私どもが一番頭を痛めましたのは、船の運航というのは四六時中、二十四時間運航しているわけでございまして、その中でどのようにして労働時間を短縮していくだらいいかということで、いわゆる補償休日という新しい概念を導入したわけでございます。こういう新しい概念の補償休日がこれから定着するということについても見きわめなければならないと考えておりますて、そういう各般の立場から見ますと、今先生がおっしゃいました、労働基準法の審議過程において一九九三年にといたるお話をあつたことは私ども十分承知しておりますけれども、船員法に関しては五十六時間からスタートすること、あるいはまた補償休日制度という新しい概念を導入したこと、こういうことから考えてみると、船員法として独自の立場で順次段階的に労働時間の短縮に取り組まざるを得ないであろう。そういう観点から、「可及的速やかに」という文言を外しまして御提案申し上げた次第でございます。

そこで、提案の際になぜ「可及的速やか」を外しましたか。今御説明ございましたけれども、これは納得できませんよ。これは出すのですか出さないのですか、省令を。今、私どもに提案されましたのであるべきでございます。

今度の労働時間短縮の中では、基準法の論議の過

程を通じて修正が可能であったわけですね。成立

しました。今回のこの船員法改正では、そのこと

はできないのですか、できるのですか、どちらで

すか。はつきりさしてください。

○野尻政府委員 週四十時間労働制ということが

国家的政策目標であることを私ども十分承知して

おりますし、そういう観点から労働基準法の今回

の改正と基本的理念は全く同一の立場に立ってお

ります。ただ、問題になりましたのは、労働基準

法と同じテンポで、船員法につきましても基本目

標である四十時間労働制へ到着できるかどうかと

いうことでございます。私どもは、もちろん四十

時間労働制ということを目標にして掲げているわ

けでありますから、できるだけ早くその時期に達

すべきことは当然であると思っております。た

だ、先ほど申し上げました事情がありますので、

時間が遅延されるようなそのスケジュール

などといふ話もござりますけれども、それは私は

非常に矛盾をしていると思うのです。四十年ぶ

りに船員法を改正するのでしよう。だから、ここ

できちっとしておかないと将来に禍根を残します

よ。

今言われておりますことは、それは技術的にも

大変だ。船主側の雇用の問題もいろいろございま

すから、大変だと思う。しかし現実は、時の流れ

けでございます。

○新盛委員 労働の特殊性、船員の福祉、船員の労働時間、これは週四十時間労働制ということ

で、可及的速やかにということは段階的にという

方向に向かっていることは間違いないので

す。

だから、後ほど議論します小労則の問題につ

いても

す。

でも

だ、今申し上げましたように漁業につきましては、普通の商船とは運航実態あるいは労働実態が大きく違っているという点については御理解いただきたいと思つております。

○新盛委員 次に、未組織の船員に対する黄犬契約の強要というがあるわけであります。この実態は把握しておられますか。また、これについての指導監督はどういうふうにされておられますか。

○野尻政府委員 黄犬契約というお話を聞いてう

わさとしてはお伺いしておりますけれども、具体的な事案として私どもの耳に達したことはございません。

ただ、昔聞聞われる黄犬契約というの

は、一般的な事例として申し上げれば、多分不当

労働行為に該当するであろうと考えられます。

不当労働行為に該当すれば、当然関係者から申し立

てがあれば労働委員会でしかるべき調査をし、場

合によっては救済命令を発するということになら

うかと思うわけであります。ただし、残念ながら私ど

も、今の段階で黄犬契約の実態、あるいはまだそ

ういった正確な事実に基づく情報には接していな

いというのが現状でございます。

○新盛委員 小労則あるいは漁労則あるいは黄犬

契約、いずれをとりましても全く労働時間短縮の

恩恵を受けないという方が正しいでしよう。そ

ういう形のもの、運輸省、行政措置としてこれから

どういうふうに指導されるのですか。

小労則の場合は、私どもはもうこんなのは廢止

して、七百トン未満といったて、大抵形は六百

九十九トンとか四百九十九トンとか二百九十九ト

ンとか四百九十九トンとか二百九十九ト

ンとかいっておりますけれども、七百トン超えれ

ば六人の甲板船員が乗つかる、それ以下はだめ、

そして時間の短縮の恩恵を受けるといふのも、七

百トン以上はこうですと船員法でびしつとやる。

以下の方は小労則、いわゆる省令で指導するとい

うことになつてゐるから、こういうものはひとつ

外してしまつて、適用除外といふようなのはつく

らないで、省令で決めないと近づける方法

はないか。漁労則だつて、これは変形勤務その他の

だ、申しあげましたように漁業につきましては、普通の商船とは運航実態あるいは労働実態が大きく違っているという点については御理解いただきたいと思つております。

○新盛委員 次に、未組織の船員に対する黄犬契

約の強要というがあるわけであります。この

実態は把握しておられますか。また、これについ

ての指導監督はどういうふうにされておられますか。

○野尻政府委員 黄犬契約というお話を聞いてう

わさとしてはお伺いしておりますけれども、具体的な事案として私どもの耳に達したことはございません。

ただ、昔聞聞われる黄犬契約というの

は、一般的な事例として申し上げれば、多分不当

労働行為に該当するであろうと考えられます。

不当労働行為に該当すれば、当然関係者から申し立

てがあれば労働委員会でしかるべき調査をし、場

合によっては救済命令を発するということになら

うかと思うわけであります。ただし、残念ながら私ど

も、今の段階で黄犬契約の実態、あるいはまだそ

ういった正確な事実に基づく情報には接していない

のが現状でございます。

○新盛委員 小労則あるいは漁労則あるいは黄犬

契約、いずれをとりましても全く労働時間短縮の

恩恵を受けないという方が正しいでしよう。そ

ういう形のもの、運輸省、行政措置としてこれから

どういうふうに指導されるのですか。

小労則の場合、私どもはもうこんなのは廢止

して、七百トン未満といったて、大抵形は六百

九十九トンとか四百九十九トンとか二百九十九ト

ンとかいっておりますけれども、七百トン超えれ

ば六人の甲板船員が乗つかる、それ以下はだめ、

そして時間の短縮の恩恵を受けるといふのも、七

百トン以上はこうですと船員法でびしつとやる。

以下の方は小労則、いわゆる省令で指導するとい

うことになつてゐるから、こういうものはひとつ

外してしまつて、適用除外といふようなのはつく

らないで、省令で決めないと近づける方法

はないか。漁労則だつて、これは変形勤務その他の

はないか。

○新盛委員 次に、未組織の船員に対する黄犬契

約の強要というがあるわけであります。この

実態は把握しておられますか。また、これについ

ての指導監督はどういうふうにされておられますか。

○野尻政府委員 黄犬契約というお話を聞いてう

わさとしてはお伺いしておりますけれども、具体的な事案として私どもの耳に達したことはございません。

ただ、昔聞聞われる黄犬契約というの

は、一般的な事例として申し上げれば、多分不当

労働行為に該当するであろうと考えられます。

不当労働行為に該当すれば、当然関係者から申し立

てがあれば労働委員会でしかるべき調査をし、場

合によっては救済命令を発するということになら

うかと思うわけであります。ただし、残念ながら私ど

も、今の段階で黄犬契約の実態、あるいはまだそ

ういった正確な事実に基づく情報には接していない

のが現状でございます。

○新盛委員 小労則あるいは漁労則あるいは黄犬

契約、いずれをとりましても全く労働時間短縮の

恩恵を受けないという方が正しいでしよう。そ

ういう形のもの、運輸省、行政措置としてこれから

どういうふうに指導されるのですか。

小労則の場合、私どもはもうこんなのは廢止

して、七百トン未満といったて、大抵形は六百

九十九トンとか四百九十九トンとか二百九十九ト

ンとかいっておりますけれども、七百トン超えれ

ば六人の甲板船員が乗つかる、それ以下はだめ、

そして時間の短縮の恩恵を受けるといふのも、七

百トン以上はこうですと船員法でびしつとやる。

以下の方は小労則、いわゆる省令で指導するとい

うことになつてゐるから、こういうものはひとつ

外してしまつて、適用除外といふようなのはつく

らないで、省令で決めないと近づける方法

はないか。漁労則だつて、これは変形勤務その他の

はないか。

○新盛委員 次に、未組織の船員に対する黄犬契

約の強要というがあるわけであります。この

実態は把握しておられますか。また、これについ

ての指導監督はどういうふうにされておられますか。

○野尻政府委員 黄犬契約というお話を聞いてう

わさとしてはお伺いしておりますけれども、具体的な事案として私どもの耳に達したことはございません。

ただ、昔聞聞われる黄犬契約というの

は、一般的な事例として申し上げれば、多分不当

労働行為に該当するであろうと考えられます。

不当労働行為に該当すれば、当然関係者から申し立

てがあれば労働委員会でしかるべき調査をし、場

合によっては救済命令を発するということになら

うかと思うわけであります。ただし、残念ながら私ど

も、今の段階で黄犬契約の実態、あるいはまだそ

ういった正確な事実に基づく情報には接していない

のが現状でございます。

○新盛委員 小労則あるいは漁労則あるいは黄犬

契約、いずれをとりましても全く労働時間短縮の

恩恵を受けないという方が正しいでしよう。そ

ういう形のもの、運輸省、行政措置としてこれから

どういうふうに指導されるのですか。

小労則の場合、私どもはもうこんなのは廢止

して、七百トン未満といったて、大抵形は六百

九十九トンとか四百九十九トンとか二百九十九ト

ンとかいっておりますけれども、七百トン超えれ

ば六人の甲板船員が乗つかる、それ以下はだめ、

そして時間の短縮の恩恵を受けるといふのも、七

百トン以上はこうですと船員法でびしつとやる。

以下の方は小労則、いわゆる省令で指導するとい

うことになつてゐるから、こういうものはひとつ

外してしまつて、適用除外といふようなのはつく

らないで、省令で決めないと近づける方法

はないか。漁労則だつて、これは変形勤務その他の

はないか。

○新盛委員 次に、未組織の船員に対する黄犬契

約の強要というがあるわけであります。この

実態は把握しておられますか。また、これについ

ての指導監督はどういうふうにされておられますか。

○野尻政府委員 黄犬契約というお話を聞いてう

わさとしてはお伺いしておりますけれども、具体的な事案として私どもの耳に達したことはございません。

ただ、昔聞聞われる黄犬契約というの

は、一般的な事例として申し上げれば、多分不当

労働行為に該当するであろうと考えられます。

不当労働行為に該当すれば、当然関係者から申し立

てがあれば労働委員会でしかるべき調査をし、場

合によっては救済命令を発するということになら

うかと思うわけであります。ただし、残念ながら私ど

も、今の段階で黄犬契約の実態、あるいはまだそ

ういった正確な事実に基づく情報には接していない

のが現状でございます。

○新盛委員 小労則にかかる問題であります。

ありますので、私どもこれから折に触れて使用

者等に啓蒙をしていかなければいかぬというよう

う段階で、今後行政指導をどうするかということ

はなかなか言いにくい問題であります。ただ、そ

うと思つております。

それから黄犬契約の問題でありますけれども、

今私は御答弁申し上げましたように、私どもの方

で具体的な事実に基づく情報に接していないとい

う段階で、今後行政指導をどうするかということ

はできないといふことに思つております。

いすれにしましても、この問題はある意味では

まさしく時代に逆行じゃないか、こういうことも

ございますので、お答えいただきたいと思いま

す。

○新盛委員 基本的には先生のおっしゃると

おりであります。休日というのはあくまでも休日

でありますから、その休日は職から離れてゆく

うわけですけれども、それこそ行政指導が必要に

なるのじゃないか。その面の把握ができないでお

ります。

さて、日本のこの経済基盤あるいは内需拡大をと

って、日本でのこの経済基盤あるいは内需拡大をと

って、日本でのこの経済基盤あるいは内需拡大を

た、現に決まつたと言わわれている人はわずか三十名。高等専門学校卒業者は三百四十八名、その求人の方は大変な数でございまして千八百六十八名、しかし海運事業の方に行かれた方は七十三名しかいない。

この状況から見ますと、今の海運事業にはもう魅力がない。これから十年後、二十年後は一体どうなるのだろうか。後継者が不足をしてくることは当然であります、同時に心配されるのは年齢構成の偏りであります。いわゆる要員構成が大変なことになりますが、何といつても便宜置籍船構成がちようぢん型の状況ならいいんですが、逆ピラミッド型ですね。この方が退職された後、一体日本商船隊の維持というのができるのかどうか。外航路、内航路また海運事業全体にわたる深刻な問題だと思いますが、どう理解をしておられるでしょうか。大臣、どんなふうに思われますか。

○石原國務大臣 御指摘の点、確かに私たち本当に深く憂慮しております。海運は非常に今苦しい状況にござりますけれども、何といっても海運といふのは日本のような国家にとっては欠かすことのできない手段でございまして、それを支える同胞の専門家が減少していくということは、国家にとっても非常に大きな不安だと思います。何とかこの確保に努力をしたいと思っております。

○新盛委員 そうした現状認識の上に立って、対策を立てていただく当面の課題であります、先ほど出ましたFOC、便宜置籍船を日本人船員の一定の職場に定めてほしい、行政措置として日本人船員を定数を決めて配乗させることはできないが義務づけてほしい、こういう悲痛な御提言もございました。私が試算しますと、千五百隻くらいいるのだとさいますが、日本人船員が定員の五名から六名乗るというふうにしますと、約七千人から八千人の雇用創出になるわけですね。雇用対策上もいいのであります。このことをどうお考えになつておられるのか、大臣ぜひひとつお聞かせ

いただきたいと思います。

○石原國務大臣 御指摘の点は確かに有効な手段であるとは思いますが、何といつても便宜置籍船は外国の法人の所有船舶でございまして、雇用関係について日本の行政が直接行政指導するといふことは事実上難しいと思います。そのため、

外國船に乗船するのに必要な訓練の実施あるいは助成金の支給等で、日本人の船員がこういった外国船に乗りやすくなるような環境の整備を、これからも整えていきたいと思っております。

○新盛委員 運輸省としてはこの問題、今大臣お答えになつたのですが、外國の船であるからと、しかし、ある意味ではコストをどう見るかで決まるわけですね。日本の船員は五倍だと六倍だとかという話がありますが、外國の船員さんというのは、東南アジアとかそうしたところから連れてきて乗つけるのですから、海上保安あるいは運航上のそうした緻密な技術を持つわけではございませんから、私どもも非常に不安であります。

しかし、こういう事態に対してもどういうふうにすればいいかとなると、今海運組合長がおっしゃいましたように、便宜置籍船に乗つける義務づけをしてほしい、そうおっしゃっているわけです。具体的に船主側の意見もございます。船主の方は、やはり混乗を初めとして全体的な中で随時考えていかなければならぬが、結論はなかなか出します。

○新盛委員 それと、老朽化したFOCの解撤促進という関係での行政指導といいますか、そんなのがありますか。

○中村(徹)政府委員 我が国に対する船につきましては、六十一年六月に施行されました特定外航船解撤促進臨時措置法という法律に基づきまして、解撤のための債務保証制度等が設けられておるわけでございますが、外國法人の所有にかかります外國置籍船であります便宜置籍船については、これを適用することはできないというふうに考えております。

○新盛委員 大蔵省、来ていらっしゃると思いま

すが、講じておるわけでございます。例えば、離職船員が外國船に乘る場合に、就職奨励金といふもの交付しておりますけれども、従来十二万円でありますのが六十三年度からは五割増しの十八万円にするとか、あるいは厚生省では船員保険特別会計から、雇用船員を外國船に派遣した場合に派遣助成金という賃金助成をしておりますけれども、これも六十二年度までは月二万円限度でありますのを、六十二年度から三万円にするとかいうような施策を講じております。また、税制面におきましては、外國用船にかかります源泉徴収課税を減免措置にすることを今回の六十三年度の税制改革で決めた、とかいうような対策を講じておられます。

ただ、そういうよな形で外國船へ日本人船員を乗船させるという施策についてもいろいろ限界があるわけでありまして、基本的にやはり何といつても日本船が外國船にならないよう、いわゆる海外流出にならないような措置を講ずるということが重要なことであろうかと思うわけであります。そういう意味では、ただいま海運造船合理化審議会におきまして、海外流出問題について御検討いただいているところでござりますので、私どもその海運審の審議状況を踏まえながら、今後対応を考えていきたいというふうに考えております。

○新盛委員 それと、老朽化したFOCの解撤促進については、六十一年六月に施行されました特定外航船解撤促進臨時措置法という法律に基づきまして、私は、御承知のように日本開発銀行は収支相償の原則でござりますが、外國法人の所有にかかります外國置籍船であります便宜置籍船については、これを適用することはできないというふうに考えております。

お尋ねは、この融資条件についてでございますけれども、貸付金利は開発銀行の最優遇金利で、私ども特利五と呼んでおりますが、六十三年三月末、昨日現在では五・〇%となつております。これは、御承知のように日本開発銀行は収支相償の原則でござりますが、外國法人の所有にかかります外國置籍船であります便宜置籍船については、これを適用することはできないというふうに考えております。

○新盛委員 大蔵省、来ていらっしゃると思いま

このように、海運融資制度につきましては、日本開発銀行のもうもうの融資制度の中でその重要性にかんがみまして最大限の配慮を払つてきておる、かようによ私どもとしては理解し、運営をしておる次第でござります。

うふうに考えております。  
○新盛委員 大蔵省らしい  
出したくないのでしょうけ  
て非常に厳しい環境なんで  
つ前向きにこうした処置を  
希望しております。

御答弁で、やはり金は  
れども、現実問題とし  
9。だから、ぜひひと  
こつていただくように

とは国内に限られているというのが第二条でもあるわけですが、同法の施行令第十五条では、国内に住所を有しないと推定される場合、「その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。」そういうふうになりますと、この観点から船員にも拡大を

くるのはなかなか難しいわけでございます。  
しかしながら、最近給与所得者を中心にいたしまして税の重税感、不公平感があるというようなことから、所得税について中堅所得者層を中心にして思い切った負担の軽減を図るということで、昨年九月にもそうした減税を行わせていただいたわけ

ありますが、これを回避するためにも、今御説明がございましたけれども、確かに金利を安くしていくといふのは望ましいことだけれども、全体的な横並びの関係もあって、というお話をございまして、金利を三%程度引き下げるとか、あるいは無

それで、こういう海運不況の中で助成措置といふのは考えられないか。ほかの国がやっているから日本はそれに倣つてということを申し上げていいわけではありませんが、先ほども土井組合長の方から出ました、米国では一九三六年制定の船員

て、一年以上二年かかるって外航路を回つておられた船員の方々もいらっしゃるわけですから、船の中を居住区というふうにしている規定はどこもなきですね。所得税、地方税が免除されるべきではありますか、そういう具体的なないかと思うのであります。そういう具体的な問題で申しますと、これにまちがひござり、皆さ

けでございます。その後、税制調査会において、さらに総理の諮問を受けまして、所得税について中堅所得者層あるいは低所得者層を中心に、一層の負担軽減を図ることを現在検討している段階でござります。

担保低利融資借入金の返済の繰り延べを若干行政的に金融支援をする、こういうことはやはり海運不況を助けていく一助になると思うのですが、いかがお考えですか。

法に根拠を置いて運航差額補助金というのをつくつてきつたのであります。これは、米国籍の船が運航費用を外国の競争の中で均衡を図つていくために、コスト差額を政府が補償するという内容のものであります。例えば昨年、この会計年度予算教書で見ましても、運輸関係の予算が前年度対比六八削減をされている中でも、運航差額補助金は

問題で御詰めされたことあるかと、第一点目にお答えいただきたいと思います。  
○田谷説明員 最初、私の方から、商船に対する運航補助についてお答えを申し上げたいと思います。  
御指摘のございましたアメリカの制度について私はつまびらかにしておりませんが、運輸省か

（新星社員） 来訪していただいたところ、お話を伺いましたが、国際的な状況変化あるいは国内のこうした海運業界における危機的な状況、そして将来の日本の経済活動の展望に依拠すれば、何としても政策的に船員の確保とか、あるいはこれからこうした税制の措置でもつてカバーしてやる以外に雇用の確立はできないだろう、そういう面のと

をさせていただきます。

当然でございますが、民間金融機関が貸し付けを行なう際の条件等につきましては、貸し付け先の信用力等を勘案いたしまして金融機関の自主的判断

三億二千万ドル計上されている。そして、前年度対比では三千五十万ドルも上回っている。それほど心がけて海運業進展のために米国は考えて いる。

ら聞いたところによりますと、米国の制度は国防上の配慮から助成措置であると聞いておりまして、これを参考として我が国の商船について議論することはどうかなと考えております。

られ方もあるわけですから、これは御詫びいたたかれて、さういふ上にさらに加えて、今申し上げました議論について十分な御配慮をいただきたい。

断によって決められるものでございます。今、先生御指摘の中小船舶業者でございますが、中小船舶業者も含めました中小企業金融につきましては、基本的には金融機関の自主的判断に基づいて対応するということでおざいます。他方、資金仲

さらには一九八四年OECDの通商委員会も加盟諸国の海運税制調査の年次報告をしておりまます。この中で、租税目的あるいは社会保障の保険料その他、賃金の強制控除ができるような措置をと、船員はほかの職場と違うという意味で諮問

それから一般的に申し上げますと私どもが我が國の外航海運が現在非常に厳しい環境にあることはよく承知しておりますが、いわば構造的な不況要因に対する対応が先決ではないかと考えておりますとして、財政援助によって打開できるよううなづいております。

丁寧に聞かれて、私はおもむろに頭を抱えながら苦笑をしてしまった。どうやら、私はこの問題を理解していないらしい。つまり、私はこの問題を理解していないらしい。つまり、私はこの問題を理解していないらしい。

介機関としての公共性という立場がございますので、金融機関の公共性にかんがみまして、そのときどきの経済金融情勢等を踏まえまして、中小企業者の個別具体的実情に応じまして弾力的に対処する等、中小企業金融の円滑化というところにつきま

をした経緯がございますね。日本はそれにイエスかノーか与えたかどうかわかりませんが、そういう国際的な動きもあります。さらにノルウェーでは、船員は毎月定額の雜摺控除と大幅な免税がされていて、スウェーデンでも、船員の特殊性を考慮

状況にはないと考えております。なお、厳しい財政事情の中ではございますが、海運不況に伴う職船員対策等につきましては、所要の予算をできる限り計上いたしているところでございまして、よろしく御理解を願いたいと存じます。

税制のあり方を、この船員の場合、優遇措置などうことじやなくして、現実的に諸外国で取り扱われている諸点あるいは所得税法上の矛盾、そうしたことをとらえて処置をしてほしい、こう言つてゐるわけですから、ぜひとも大蔵省の方でも御検討

ましては、金融機関といたしましても十分配慮することが求められているというふうにも考えるわけでございます。

慮して税率が決定されている。こういう国際的な環境の推移にかんがみて、日本でも特殊な労働環境だということから、将来の職場確保とか雇用

○杉崎説明員 税制の問題でござりますけれども、これは税制調査会でいろいろ御審議いただいておりますが、基本的な考え方方といたのは、同じで

私どももいたしました。日ごろからこうした趣旨の徹底ということに努めているところでございまして、今後とも中小企業金融の動向というまことにつきましては、十分注視してまいりたいと思います。

の維持の点から、日本人船員の現行課税制度は抜本的に考えられないかどうか、これが一つ。それから、現在の所得税法は、第五条で居住者を納税義務者として指定しておりますね。居住者

所得をもつた場合には同じような課税を受けること、  
という考え方方に立ちまして、特定の控除等はないか  
べく考へないという方向になつておるものですから  
ら、そういう船員ということに着目して特例をつ

第一類第十号 連輸委員会議録第六号

況で、今後もこの計画は存続をされるお考えであ

るかどうか、お聞かせいただきたい。  
○中村(徳)政府委員　運輸省といたましましては、  
計画造船制度は日本海運の柱となつていくべきも

のと思っておりますので、計画造船制度は今後とも維持していくべきものと考えております。

をやっていただきたい、こういうことであります。が、こうした日本商船隊の中核として近代化船を活用するという、これは変わらないとおっしゃつてい

るわけですが、実際に昨年が一隻、ことしほどどうなるかわかりません。だから、先ほど融資の問題、金利を引き下げる問題を質問したわけであり

ます。現在、二百数十隻いるんだと思ひますが、新造船にかかるる今度は船員の新しい技術の養成、そういうものもされて、七千人、八千人近く

いらっしゃるわけですね。だから、今後こういうような計画を具体的にどう継続していくかという点は、全くこいつってすぐそこまでいきません。

いとことは、全般とかかれり合しかありませんから、運輸省としてはどうされようとするのか、お聞かせいただきたい。

○中村（徹）政府委員 計画造船制度の中で近代化  
船をこれからどう整備していくかということは、  
まず現在の近代化船というものが国際競争力のある

船として、実際に海運事業者が建造意欲を持つかどうかということが問題になるわけでございますが、ただいまの制度の中での近代化船では、建造

意欲を生じさせてないという現実があるのは御指摘のとおりでございます。したがいまして、これをいかで国際競争争力を持てるようとするか、そこ

が今後検討すべき課題だというふうに考えておりまして、国際競争力のある邦船というものを中核として、両輪をもつて、一層の成長を目指してまいります。

した商船隊をつくるべく、<sup>一時</sup>造船制度もその中に組み入れましてこれから海運政策を検討していきたい、かように考えておるところでございま

○新盛委員 さきの運輸大臣の所信表明でも「船員制度の近代化を一層推進する」こう述べていら

つしやるわけありますから、換言すればただいまの近代化船の建造を促進をしていくんだ、こういうふうに確認をしてよろしいわけでございますね。

○中村(徳)政府委員 近代化船を中心としてこれまで日本船の整備を考えてきたわけでございますが、建造意欲等がないために近代化船の整備が行われていないという現実もあるわけでございまして、これは国際競争力が近代化船についても著しく低下しているという状況を背景としているわけでございます。したがいまして、今後、国際競争力のある邦船というものをいかに整備していくかということは、ここで検討していくかなければいけないし、そういう国際競争力のある邦船を中心として日本商船隊を整備していくかなければならないということは、認識しているわけでございます。

○新盛委員 これもまたくどいようなんですが、便宜置籍船、FOCへの日本人船員配乗の問題で、これまで所信表明で運輸大臣は「緊急雇用対策として、外国船への配乗等海上職域の確保」を積極的に推進をすると述べておられるわけであります。六十三年度の雇用対策で新設されたもの、再就職あっせん受け入れ助成金、雇用調整執行給付金、いずれも陸上職域開拓費であるわけでありますから、どのような手段で海上職域を確保されようと考えておられるのですか、お聞かせをいただきたい、大臣もしくは局長。

○野尻政府委員 現在の厳しい船員雇用情勢のもとで日本人船員の海上職域を確保するためには、外国船への配乗を促進する必要があるという点につきましては、先生と同感でございます。

外国船への配乗の促進策につきましては、從来から船員福利厚生促進センターで、外国船を開拓するあるいは部員の職員化訓練を行う、就職奨励金の交付といったような対策を講じてきたわけでございます。昭和六十三年におきましては、最近の厳しい船員の雇用情勢にかんがみまして、就職奨励金の単価を先ほど御答弁申し上げましたように十二万円から十八万円に増額する、あるいは外

国船の裸用船料に係る源泉徴収課税の不適用措置を実施する、あるいは部員の職員化訓練の充実を

図るといったような、各般の施策を講ずることにしております。また、国内の海上職域の開拓を促進すること、沿員漁業安定所にてドット・ナード

スあるいはファクシミリを設置する等、その機能の充実強化を図ることにしておなり。

○新選組の外國船就職奨励  
さくにんに 脱籍船員の外國船就職奨励

○野尻政府委員 予算上は、約四百人と想定して  
ことでござりますが、これによつて何人ぐらいが  
海上職域の確保の場面で可能なんでしょうか。

○新盛委員 だとすれば、六十一年から六十二年の間、もう既に集計できていると思いますが、一

年間の船員職業安定所による海上職域あつせん件  
数はどれぐらいになつてゐるんでしようか。

就職者に対する船員職業安定所の紹介による就職成立数は、延べ三千七百六十六件となつてお

○新盛委員　こうした現状から見ますと、巷間四万名の船員の失業といいますか、ある意味では職

を失つてしまつた、そう言われているわけです  
が、これは海運産業全体にかかる問題であります  
から、政府の方で積極的に取り組みたいだけ

ているわけですが、数の面でも余り出てこないと  
いうのははどういうこととか、お考えになつていらつ  
しゃいますか、あるいは調査しておられるのです

○野尻政府委員 申しわけございませんでした。  
今、質問の趣旨を十分理解できました。よろしく。

○新盛委員 今、説明ございましたように、こうう一度お願ひいたします。

した外國船舶就職奨励金が増額をして海上職域確保  
ができたとか、船員の職業安定所を通じて新しく  
職域開拓をしたりしてやつて、いろいろな努力を

されているわけですが、それでも実際的にはもつ

れました。全くそのとおりだと思うのです。そういう努力をされているわけありますが、この陸転の場面を含めまして極めて厳しい状況だ。また、陸の方でも、円高不況によつて起こっている失業者群、こうした中で、とりわけ海の関係では厳しい環境にある。この求職登録をした者が海上職域を希望する、そういう場合、どうしても自分の技術を生かして海上に残りたい、それでも船はない、そういう深刻な状況ですから、今、財団法人であります日本船員福利雇用促進センター、SEC O Jと言つておりますが、この実施する技能訓練の対象者など、どういう推移になつてゐるか。こうした面からも、やはり全体的雇用の保障あるいは雇用の創出、雇用のこれから安定した状況をどうつくっていくなければならないのか、大前提ですね、これを最後にひお聞かせをいただいて、この二法にかかる問題の締めくくりにしたいと存じます。

○野尻政府委員 今、先生御指摘になられました

日本船員福利雇用促進センターにおきましては、いろいろな技能訓練を実施しております。

二、三例示を申し上げますと、外国船に乗船させるために必要な知識、技能を習得することを目的とするもの、部員の研修あるいは海事英語研修、タンカー研修、こういったような研修、あるいはまた雇用船員の技能、能力の開発を目的として船員の養成訓練、STCW条約適用訓練あるいは外國語教育訓練、特殊無線技士研修あるいは中高年船員等職業訓練といふような、いろいろな訓練を実施しているわけであります。ちなみに、今申し上げました訓練につきまして、第一のジャンルに属する受講生は五百四十九人、それから第二のジャンルに属する者は一千七百四十九人、合わせて二千二百九十八人というような実績を残しているわけでございます。

今後も、こういった形で技能訓練を施すことによりまして、離職された船員が新たな世界で生きていけるように、私どもも万全の努力を尽くしたいといふふうに考えております。

○新盛委員 終わります。

○閑谷委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○閑谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。  
質疑を続行いたします。長田武士君。

○長田委員 それでは、船員法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。

今回の船員法の改正は、海で働く皆さんの今後の生活環境を大きく左右する法律案だけに、関係者の方々は本委員会の審議を非常に重要視しております。

二、三例示を申し上げますと、外國船に乗船さるためには欠くことのできない法律であることは、論をまたないわけであります。

今回の審議では、こうした今までの枠を乗り越えまして、より人間的な職場づくりを行う観点からあります。本法は、ともすると閉鎖的になりがちな労働環境をより安全に、より効果的に維持発展させ

るわけであります。海の労働基準法と呼ばれてお

りますが、船員の福祉を図るという観点から、この二法にかかる問題の締めくくりにしたいと存じます。

○野尻政府委員 今、先生御指摘になられました

日本船員福利雇用促進センターにおきましては、

いろいろな技能訓練を実施しております。

二、三例示を申し上げますと、外國船に乗船さ

せるために必要な知識、技能を習得することを目的とするもの、部員の研修あるいは海事英語研修、タンカー研修、こういったような研修、あるいはまた雇用船員の技能、能力の開発を目的としまして船員の養成訓練、STCW条約適用訓練あるいは外國語教育訓練、特殊無線技士研修あるいは中高年船員等職業訓練といふような、いろいろな訓練を実施しているわけであります。ちなみに、今申し上げました訓練につきまして、第一のジャンルに属する受講生は五百四十九人、それから第二のジャンルに属する者は一千七百四十九人、合わせて二千二百九十八人というような実績を残しているわけでございます。

今後も、こういった形で技能訓練を施すことに

よりまして、離職された船員が新たな世界で生き

ていけるように、私どもも万全の努力を尽くしたいといふふうに考えております。

○野尻政府委員 四十時間に向けての労働時間の短縮につきましては、提案理由説明でも御説明申

して、段階的に短縮を図る」というように決めら

してあります。

○長田委員 終わります。

○閑谷委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

会情勢を勘案して、必要があればその都度船員中央労働委員会に諮問をし、出された答申に基づいて労働時間を四十六時間として四十四時間と段階的に短縮したいという考え方であるようあります。しかし、これは船中労依存の極めて消極的な態度であると言わざるを得ないわけであります。加えて、委員会に諮問する以上そのたたき台といふのはあくまでも運輸省でつくるのでしょうか。ただ審議をお願いする、諮問するということではなくて、ある程度のたたき台というものは運輸省で作成するわけでありますから、大まかでもある程度のスケジュールができるべきである、私はこのように考えております。

○野尻政府委員　一言御説明申し上げますと、当  
効基準法と船員法との違いでございますが、労働  
基準法は現行四十八時間を段階的に四十時間に短  
縮していく、一九九三年まで六年間あるわけでです  
けれども、その間に八時間短縮するということにな  
るわけであります。ところが、船員法の現行規  
定は、航海中あるいは停泊中、当直者、非当直者  
の別に労働時間を決めておりまして、航行中、當  
直者につきましては週五十六時間、つまり毎日毎  
日八時間ずつ働いて一週間ずっと働きづめといふ  
ことを前提にした労働時間の決め方をしておるわ  
けでございます。そういう決め方をしましてこの  
四十年来参ったわけでございますが、そういう規  
定ぶりについては昨今の労働時間短縮という世の  
中の流れに即してないのではないかということから  
組みを考えたわけでございます。

そこで、まず今申し上げました五十六時間がス  
タートであるわけでありますけれども、そうしま  
すと、十六時間を順次短縮していくということに  
一度御答弁いただきたい。

なりますと時間がかかり過ぎてしまうだろうといふことで、私どもいたしましては、まずスタートを四十八時間に一挙に短縮してしまう、つまり現行五十六時間を、来年四月一日からもしこの法律が施行になりました場合には、まず一挙に八時間短縮してしまうということでありまして、そういう意味ではこれは大英断ではないかと思うわけであります。したがいまして、八時間短縮した後についていくだろうか、あるいはまた先ほど大臣が御答弁申し上げました補償休日制度というものがうまく円滑に進んでいくのかどうか、あるいはまた補償休日制度を導入することによって必要になつてくるであろう要員確保の問題はどうかといったいろいろな面につきまして検討を加えなければいけないわけでございまして、この時点で具体的なスケジュールということはなかなか申し上げにくい状況について御理解賜りたいと思います。

○長田委員 労基法と比べまして一年おくれて船員法の改正がスタートする、こういうことになりまして、働く者の立場から考えますと、どうも海の方は劣悪な条件で過酷な労働を強いられておる。今までには相当厳しい状況であつたからそう簡単に短縮できませんよというような、どうもそういう思想が運輸省にあるような感じがするのですね。働く者は同一です。同一条件で働くなくてはならないというのは当たり前じやありませんか。今までが今までだからこれも簡単にはいきませんよという思想というのは、運輸省、間違いじやないですか。

○野尻政府委員 私ども今回労働時間短縮に当たりまして労働委員会にお諮りする段階で、原案を一応用意いたしましてお詰りしたわけでございました。

今回私どもが一番頭を痛めましたのは、先ほど申し上げましたように、現行の船員法は実労働時間と申しまして、実際に働いている時間の前提にした労働時間の決め方をしておるわけでございました。これは労働基準法も全く同じ考え方であります。

が四六月中運航しているということを前提にして、労働時間を見切ることになりますと、いつまでたっても労働時間の短縮は困難ないという問題があるわけでござります。

そこで、そういう船舶の運航実態を前提にして、なつかつ労働時間の短縮を図るという道はないだろうかということにつきまして内部で検討いたわけでございます。特に問題になりましたのは、補償休日制度という制度が一休労時間の短縮スケジュールの一環としてなじむものであるかどうかということでありまして、これは労働基準法にない新しい制度、概念であるわけであります。したがつて、法律上の観点からの検討も必要であります。ただということで、実は船員中央労働委員会にお諮りする前に、私ども昨年の三月から半年かけて労働界の学者先生方にお集まりいただきまして、労働委員会にお諮りしたという経緯があるわけでございまして、私どもは労働時間の短縮にそういう意味で真摯な努力を重ねているということについて御理解いただきたいと思うのであります。

○長田委員 そこで、運輸大臣、陸と海では施行が一年ずれますが、労働基準法では一九九三年を目途に四十時間を実施したい、実現したいということでありますけれども、当然海においても一九九三年を目標にするという努力は必要じゃないのでしょうか。どうでしようか。

○石原国務大臣 労基法の改正案のときに労働時間短縮スケジュールが、つまり一九九三年といふ目的の時間設定について、それが審議の焦点になつたと聞いておりますけれども、ただ、繰り返しても申しますが、船員の業務という特殊性からしまして、もちろん確定的な目標年度を今から約束することは大変難しい。それからまた、短縮時間も一度といふことになるわけがございますから、いろいろ

いろな困難などござりますし、それから補償休日制度の定着の度合い、そのため生じます要員の確保、いろいろな難しい問題がございますので、九年はまず無理。しかし、何年かかるかということは非常に形容しにくいわけであります、繰り返して申しますけれども、西暦二〇〇〇年を目途に、しかしできるだけその以前に早く事を実現したいというのが本音でございます。

○長田委員 大臣の二〇〇〇年までにやるみたいな答弁ではちょっと納得できませんね。

大臣、どうでしようか、一九九三年の実施は無理のように私も思いますけれども、少なくとも一年や二年おくれて何とかしようというような前向きなお考えはございませんか。

○石原国務大臣 それはでき得れば一九九三年にあわせて事が実現するのが日本の労働界全体にとって非常に好ましいと思います。ですから、それがまず非常に技術的にも困難だということでございますから、とりあえず二〇〇〇年という目標を設定いたしましたけれども、一年でも二年でも三年でも早く事が実現して、その一九九三年との実現の時間的な差が縮まる努力をしていくと思っております。

○長田委員 次に、時間外及び補償休日の労働についてお尋ねをいたします。

改正案の六十四条第一項関係の中に、「船長は、臨時の必要があるときは、「労働時間の制限を超えて」、または「補償休日において海員を作業に従事させることができる。」という事項がござります。これは二項と違いまして、あくまでも予期、すなわち予定されていない事柄が発生した場合のみに限定した範囲で船長が命令をするものだという解釈のようですね。

そこでお伺いしますけれども、「臨時の必要があるとき」というのはどういう場合を指すのでしょうか。

○野尻政府委員 改正法六十四条第一項は現行の六十七条を踏襲したものでございまして、六十七条の「臨時の必要」というのは、從来から船舶航

行の安全を図るために必要な業務が含まれることももちろんあるが、その他船舶の運航の確保を図るために必要な業務を排除するものではないといった解釈、運用が確立しております、今回の改正に当たりましてもその考え方は変わっておりません。

ありますが、例えば、具体的な例として考えられることは、濃霧の発生によりまして航海直に立つ毎回の攻と首領によれば、まへど、どうよう

な場合、あるいは機器等に故障が生じまして修理する場合の費用を増加しなければならないとして、修理費をしなければいけないといったようなとき、あるいは乗組員の病気等によりまして欠員が生じたといったようなときに、作業を行うといったようないろいろな事情の変更による運航スケジュールの変更、こういうようないろいろな場合が想定されるというふうに考えております。

○長田委員 こうした事項は、ともすると船長の職権乱用によって、労働時間や補償休日等の定められた時間、日数の行使が不可能になるというふうに私は懸念をするわけであります。せっかく海員の皆さんんの労働環境の改善を目指して船員法の改正を行うわけでありますから、逆に海員の皆さんんを拘束するようなことになつては絶対相なん、このように考えております。

そうした意味から、「虐待の必要」についての

具体例を少しでも条項に盛り込んだらどうだらうか、私はこのように考えております。

また、船主、船長に文しては、本項目を決しては、乱用しないように、そういう行政指導、監督といふものが必要ではないか、このように考えておりますが、どうでしようか。

○野尻政府委員 今御指摘の六十四条第一項の「臨時の必要があるとき」における船長の命令による時間外労働については、先ほど申し上げましたように、現行の六十七条第一項と同一の趣旨に立つものでございます。

先生御指摘のように、今回の改正に当たりまして船員中央労働委員会で議論した際に、「臨時の」という言葉を削除する議論がなされたことは、御存じの方もいるかと思います。しかし、この議論では、労働時間の規制を緩和する目的ではなく、労働時間の規制を強化する目的で行われた議論でした。つまり、労働時間の規制を緩和する目的ではなく、労働時間の規制を強化する目的で行われた議論でした。

「必要」という定義をもう少し明確にする意味で何らかの修飾語をつけるということはどうかといふ議論もあつたわけありますけれども、既にこの「臨時の必要」に関するくだりの条文につきましては運用が定着していることともありますから、規定ぶりを改めて変更する必要はないといふことが労使双方で合意されまして、今回の改正ではその点について触れなかつたものでござります。

底させるべきではないかという趣旨の御質問でござりますけれども、改正後の六十四条第一項によると時間外労働は「臨時の必要があるとき」ということに限られているところでありまして、恒常的な時間外労働を認めるものではないことは言うまでもないわけであります。この規定が遵守されるよう、今後とも船員労務官の監査等を通じて指導監督を行つてまいりたいと考えております。

勧、これは六十五条で新しく定められることになつたわけであります。が、今回なぜこの六十五条の項目を起こしたのでしょうか。

○野尻政府委員 船員の福祉という観点から申上げますと、補償休日は必ず休ませるということが望ましいことは言うまでもありません。これはけさの新盛先生の御質問に對しても同じお答えを

申し上げたわけであります、ただ、船舶の運航というものは荷主側の要請によりましてスケジュールが決まつてゐる所ばかりであります。重たくて、

ルからますべくなどいふ面があつたまゝ、運賃ノシニ  
ジユールの都合等によりまして補償休日においても  
も働かなければいけないといったケースも生じ  
得るわけであります。定められた休日において就  
労する、いわば休日出勤というようなことになる  
わけでありますけれども、こういうことにつきま  
しては実は一つの労働慣行として定着しております  
して、現行の労働協約でもこういった趣旨の規定  
が認められているところでございます。船舶運送業  
の実態との調和を図るという観点から補償休日出  
勤はある程度の範囲内で認めることが至当である

うと考へております。ただ、船主の恣意的な都合で働かせるということになつてはなりませんので、そういう意味で労使協定の締結といったことを要件としているわけあります。また、先ほども触ましたが、補償休日の趣旨が生かされるよう、たとえ労使協定であろうとも無制限であつてはなりませんので、労働させることができる日数の限度については命令で定めて、しつかり守らせてよろと考へております。

休日労働を定めたものですね。これはよく読んでもうと、私はどうも労使協議が船舶所有者側に有利に働くような感じがしてなりません。と申しますのは、この協定を結ばないと、船員は恐らく乗船できないのじゃないかという感じがするのですね、拒否されてしまう。そうしますと、この十五条は、今まで健全な労使関係にあつたところにもどうも余計な摩擦を生じさせる原因にならなくなつて、そういう点を私は心配するのですが、その

○野尻政府委員 今お話しの労使協定というの  
は、船舶所有者と、その使用する船員の過半数で  
組織する労働組合との協定またはそういう労働組  
合がない場合船員の過半数を代表する者との間で  
結ばれる協定でありまして、個々の船員と船舶所  
有者との間の採用における雇用の問題など個別の

問題が生じることは考えがたいと考えております。また、労働条件の問題につきましては、例えず、労働見回りを止める場合では、こういったところにこらへん

は就業規則を定める場合においては、たゞ人の意見を聞くことを義務づけられているといった上うなことになつておりまして、今回の補償休日労働だけではなくて、そういった制度があるということをお含み聞き願いたいと思います。

なお、陸上の労働基準法におきましては、従来から第三十六条に基づく時間外労働あるいは休日の労働、さらにはまた今回改正法によつて新しく導入されましたフレックスタイム制を初めとする変形労働時間制、こういった多くの制度におきまして今申し上げました労使協定という制度が適用さ

○長田委員 次に、この六十五条の労使協定を結ぶ場合、船舶所有者の一方的な協定内容となることを未然に防ぐ意味からも、補償休日労働を行な際の条件としまして、あくまでも本人の希望に限定した協定となるような条項を盛り込んだらどうだろうか、こう私は考えるのでありますけれども、この点、運輸大臣、どうでしようか。

○野尻政府委員 ちょっとと私の方から御説明させていただきますが、一般的に労使協定を要件としていたときますが、

私は、労働基準法でもそうですが、一方の当事者である労働者代表が個々の船員の希望を総体として具現しているという著えに立つものであります。労働基準法でもそのような定めはありませんで、その意味から第六十五条に本人の希望を要件とするような条項を盛り込む必要はないと考えております。ただ、労使の合意に基づきまして個々の船員の意思が反映し得るように定めるということは妨げるものではないと考えております。

○長田委員 船員部長、ちょっと甘いのじゃないですか。労使の間でいろいろ決めるわけでありますけれども、そういう中で私はこういうふうな希望がありますなんて言った場合は、じゃ、あなたはもう船に乗らなくて結構ですと断られる場合が往々にしてあるのじゃないですか。現実は、簡単

に希望を取り入れて、はい、そうなりましたかと  
いうほどそんなに甘くないですよ。

申し上げましたが、まず補償休日制度というふうに申しますが、まず補償休日制度といふことで、いわばまとめて働いてまとめて休みをとらせるということで、休みをとらせる部分を補償休日と称しておるわけですが、その補償休日の一部についてある程度の限界を設けて働きかせることができるようにしておこうということでありますが、ただ、それを船主の、船会社側の恣意に任せおくということでは、今先生がおっしゃつておられるような事態になりはしないかということで、船主側のそういうたたきを防ぐために労使協定と

いうことを持つてきただけでござります。

なお、この労使協定という問題につきましては、私も先ほどちよつと申し上げましたが、例え

は利害先はどう、と申し上ひましたか。例をば労働基準法の第三十六条で、先生よく御存じだと思ふまことに、時間外労働するいは休日労働の現

と思ひますが、時間外労働あるいは休日労働の規定がござります。船員法につきましては、労働基

定がございます。船員法につきましては、労働基準法に定めておりますような一般的な時間外労働

準法に定めておりますよな。一般的な時間外労働の規定というものはございませんけれども、補償休日労働については労働基準法二章一、二の規定によ

労働については労働基準法に言ういわば時間外労働に相当する制度であるわけであります、その

労働基準法の第三十六条におきましても今申し上  
衡に相当する制度であるわけですが、その

労働基準法の第三十六条におきましても今申し上げました労使協定を一つの要件としているわけで

ありまして、今回の六十五条はそういう意味ではありますので、私ども

労働基準法に倣つた制度でありますので、私どもとしましては、個々の本人の希望ということでは

としましては、個々の本人の希望ということではなくて、労使協定という形で要件をかぶせれば万

な、一方で要件をかぶせれば万全を期することができるのではないかと考えております。

○長田委員 今回の法改正に伴いまして、今後ね  
ります。

○長田委員 今回の法改正に伴いまして、今後さらに重要な立場に立つのは船員労務官ではないか

らの重要な立場に立つのは船員労務官ではないかと考えております。この船員労務官制度は昭和三十九年六月二十七日、こゝへよりまして、

十九年六月に発足いたしておりますが、どうも一般的にはなじみの薄い制度ではないかと思いま

一般的にはなじみの薄い制度ではないかと思いま  
す。船員の皆さんの労働環境向上の推進役とでも

す。船員の皆さんのがんばり環境向上の推進役とでも言われるような重要な立場に立っている人たちで

職務内容並びに人數の推移、また平間の違反件数

職務内容並びに人数の推移、また年間の違反件数の状況についてお尋ねいたします。

○野尻政府委員 船員労務官は、船員法、労働基の状況についてお尋ねいたします。

害防止活動の促進に関する法律及び最低賃金法の施行に関する事項をつかさどるということになつ

施行に関する事項をつかさどるということになつておりまして、必要があると認めるときには船舶

ておりまして、必要があると認めるときには船舶所有者あるいは船員に対しましてこれらの法令の遵守に開拓する主要部門を行つておる所

遵守に関する注意喚起を行うとか勧告あるいは船舶そのほかの事業場へ巡回しまして、船舶所有者

船舶そのほかの事業場へ臨検しまして、船舶所有者に対しましてあるいは船員に対して出頭命令等を

対し、私は船員に対して出頭命令等を行なうことができるようになります。また、

これらの法令に違反する罪につきましては、刑事

訴訟法に基づく規定によりまして船員労務官は司法警察員という職務も行い得るようになつておるわけでありまして、いわばかなり大きな権限を持つております。したがいまして、船員労務官といふのは一般の我々のような事務官とは違いまして、いわば警察官並みの権限を行使できるというような立場になるわけであります。

船員労務官につきましては、昭和三十九年までは我々一般職員と兼務という形で両方の仕事をするということでおこなつたわけになりますが、やはり船員労務官の本来の職務を全うするためにはそういった兼任制ではなくて専任制が望ましいということことで、三十九年以降専任制に改めております。当初は八十名でありましたが、その後五十九名の増員を図りました、ことしの三月現在でありますけれども、百三十九名を全国の運輸局及び海運支局に配置しております。

なお、どういうような違反事件等の取り締まりを行つておるかというような御質問であります。が、昭和六十一年におきまして、船員労務官は、一万二千九百五十六の船舶及び船舶所有者の事業場に入りまして監査を行つております。そして百九十七件の違反、四百二十一件の指導事項を発見いたしました、これらについて所要の措置を講じているといったところでござります。

○野尻政府委員 今お答えする前に、私、違反の指導事項についてちょっとと言い間違えたようあります、四千二百一件ということでおざいますので訂正させていただきます。

さて、今御質問の件であります、船員労務官の配置につきましては、的確かつ十分な情報収集あるいはまたきめ細かで効率的な監査を実施するためには状況に応じて複数の、つまり二人以上の船員労務官による監査が必要となります。災害の発生あるいは船員からの申告に対して即時即応に対処する必要があるという観点から、今申し上げました二人以上の配置、複数配置ということで順次増員を行っているところでございます。六十三年度の増員を含めまして、現在六十七の海運支局のうち三十三の海運支局が一人配置となつております。つまり、三十三は今私が申し上げました複数配置という計画に反してまだ一人しか配置されていないという状況であります。これらの海運支局の管轄する区域の状況だとか、あるいは船員労務官が行つております業務の状況などを勘案いたしまして、今後こういった三十三の残された一人配置局につきまして複数化に向けて努力してまいりたいと考えております。

○長田委員 どうかひとつ前向きに増員の検討をしていただきたいと思っております。

大臣、今お聞きのとおり労務官が非常に人手が足らないという状況でございまして、その点については大臣もひとつ増員についての御検討をよろしくお願いいたします。

では実際に労務官が臨検監査をした結果、その違反内容について、ワーストスリーを内航と外航に分けて御説明いただけましようか。

○野尻政府委員 船員労務官が昭和五十九年から六十一年までの三年間に船舶及び事業場における監査で発見しました違反件数千百十三件のうちで、最も多いものは船員の安全及び衛生に関するものでございまして、これが六百三十五件ということになつております。次いで船員の雇い入れ契約等に関するものが二百八件、それから船長の職

務に関するものが七十件といったような順になつております。これがワーストスリーということになるわけであります。

統計上はあえて内航、外航の区別を行つておりますが、内航船がほとんどすべてを占めておりまして、これがワーストスリーということになります。また、船員の安全及び衛生に關するものが二百九十七件と最も多くなつております。また、船員の雇い入れ契約等に關するものが三十七件、船員の職務に關するものが三十五件といった順になつております。それから七百トン以上のものにつきましては、合計三百七件のうちで船員の雇い入れ契約等に關するものが百二十一件と最も多く、次いで船員の安全及び衛生に關するものが八十二件、労働時間あるいは休日、定員に關するものが三十六件といったような状況になつております。

○長田委員 非常に数が多いですね。この労務官は、現在は人員不足から船とかあるいは事業場のすべてを臨検できない状況のようであります。いわゆるサンプリング方式をとつております。違反の内容全体の正確な把握という点ではちょっと不可能であるうと考えております。にもかかわらず、こうした現状はどうしてもきめ細かな行政監督をやろうというのは大変な状況だらうと私は考へております。

そこで、少なくともサンプリングされてきた内容については十分に検討、分析をする、そして違反を未然に防ぐ、こういう措置が必要だらうと私は思ひますが、具体的にはどうなんでしょうか。

○野尻政府委員 全国に配置しております船員労務官の業務の遂行に当たりましては、地方運輸局を通じまして逐次情報交換を行つてあるところでありますし、毎年、各所におきまして船員労務官会議を開いて、情報交換を密にするという努力を図っているところでございます。船員労務官が取り扱いました個々の事案につきましては、必要なものにつきましては本省にまで報告させてい

ところでございます。今後ともこういった情報の収集、分析に努めると同時に、またいろいろな会議等を通じて適切な監査体制をとり行なうことができるように指導してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に七百総トン未満のいわゆる小型船についてお尋ねをいたします。

は七百トン以上の積載量を有する近代化船が多い。今日、例えば百九十九総トン型は六百五十から七百重量トン、それから四百九十九トン型では千五百から一千六百重量トン、六百九十九総トン型では二千トンから二千百重量トンまで実際はあるわけですね。総トン数だけで労働条件に一つの線引きをするというのは非常に無理があるのじゃないか、そういうふうに考えております。

そこで、今回の船員法改正に伴いまして小労則、漁労則についても労働条件の改正に踏み切る考え方はあるのかどうか、この点はどうでしようか。○野尻政府委員 現行船員法におきましては、先生御指摘のとおり、七百総トン未満の船についての小労則、漁労則という省令で定めておりまして、七百総トン以上は本法で定めているというところであります。御質問の趣旨は、そうした省令で定めているものについて、これを省令をやめて法律で定めるようにすべきではないかという趣旨でありますかと思います。この点につきましては、船員中央労働委員会にお諮りして審議した過程においておきました大変議論が集中したところでござります。もちろん労働側委員からは先生の御指摘のような御意見を賜りました。

ただ、現行の小労則におきましては、船員法の本則にないいろいろな規定がござります。例えれば、週五十六時間であれば一日の労働時間が八時間を超えてもいいとかいったような、本法にないいろいろな規定が省令にあります。そうした省令に

に基づいて既に労働の実態が定着しているといふところで、わずか半年ぐらいの審議で一挙にそぞろに審議いたしまして、三年以内には結論を得るよう努力すべきだという趣旨の答申をいたしました。したがつておどもといたしましてはそうした小型船舶の労働実態等を勘案しながら慎重に検討し、かつ労働委員会の答申の精神に合わせてしかるべき時期に労働委員会にお諮りして御審議していただこうというふうに考えております。

○長田委員 今御答弁のありましたとおり仮に三年後に結論が出たと仮定をいたしましても、改正法施行後三年をめどにさらに労働時間が短縮されるわけです。というのは、労働基準法では三年後ですかから既に四十四時間実施を実施しておるわけであります。そうなりますと、實際十二時間も格差があるわけです。したがいまして、こうなる前題に有効な手だてといふものを当然講ずるべきだと、いうふうに私は考えております。そこで、この問題について具体的にいつごろまでのどのような方針を立てて検討されるのでしょうか。

○野尻政府委員 今申し上げましたように省令で定められております七百総トン未満の船舶について、本法を適用し得るよう適用拡大することとづきましては、労働実態を見ながら検討しなければいけない部分もありますし、さらにまた法律的にそういうことが法律事項になじむのかどうかといったような法律的な観点からの検討も必要であります。そういう意味では三年という期間が必要になります。だらうと思いますが、それとは別に現在あります小型船に關する省令、その改正がされるまでの問題にいたしますが、それまでの間小労則をはざいます。私どもいたしましては、そういうふた適用拡大問題は適用拡大問題として別途審議することにいたしますが、それまでの間小労則をは

つておいていいというわけではありませんので、今回の法律改正の状況を見ながら小労則の改正については別途検討いたしまして、顧わくは来年の四月一日同時施行ということを目指して、労働委員会にお詔りしたいということを考えております。

○畠田委員 この間も船員法改正についてある海運業界が発刊しております雑誌の三月号に労働基準課長さんが投稿いたしておりました。その中でこの問題を取り上げまして、来年四月一日の施行をターゲットとして二省令の見直しについて結論を出す必要がある、このように発言をしております。そのとおり受け取って四月一日から実施でいいのですか。

○野尻政府委員 その方向で最大限努力をいたします。

○長田委員 今私が一番心配していることは未組織船員の問題でございます。組合に加入している場合はある程度幅のある話し合いを行うことは容易であります。ところが、未組織船員はそのときどきによりまして労使協定の内容が変わってくるのは当然なんですね。どうも変わってきてるようではあります。勢い生活のためならと、多少条件が悪くても個々に協定を結びまして劣悪な労働環境にさらされておる。したがって体を壊してまでもそれに従事しなくてはいけない、そういうせつば詰まつた思いで仕事をしている方も大勢いらっしゃいます。こうした労働環境は特に若年層に嫌われまして、若者の定着率は他の業種に比べて非常に低下しておるということが現状であろうかと考えております。このまま放置しますと船員の高齢化が進みまして、あすを担う若者の海離れに一層の拍車がかかるような気がいたしてなりません。今現場で働く船員の皆さんに、安心してしかも夢と希望を持って仕事に従事できる環境づくりに本腰を入れて取り組む必要がある、私はこのように考えておるわけであります。こうした未組織船員の皆さんに対して今後運輸省はどうのような姿勢で臨まれようとしておるのか、ひとつ具体的に

お聞かせ願いたいと思います。

○野尻政府委員 確かに先生御指摘のように、未組織船員といふのは労使交渉の場合でも非常に弱い立場であることは否定できないだろうと考えております。しかし、おつしやるよう未組織船員の労働条件が劣悪であつてはいけないわけあります。私ども、先ほど先生の御指摘がありました船員労務官の監査等を通じまして、労働条件適正化について十分指導監督してまいりたいと考えております。

○長田委員 次に、便宜置籍船問題についてお尋ねをいたします。

近年急激な円高傾向の中で日本の外航海運業界は深刻な経営危機に陥っております。加えまして便宜置籍船の過剰船廈は経営悪化にさらに拍車をかけておる状況でございます。特に十一万人の中の約四万人を超える日本人船員は乗る船もない、完全失業者も非常に多いということを聞いております。したがいまして、残された方々も日々失業の危機にさらされておる、そういう状況でございます。したがいまして、こうした人たちの一日も早い救済策を講じなくてはならないと考えておるわけであります。そこで、この便宜置籍船の現状について運輸省としてはどのような認識をされるのでしようか。

○中村(徹)政府委員 便宜置籍船の隻数トンにつきましては今これを正確に把握することは難しいかと思ひますけれども、日本の商船隊の中に入っております便宜置籍船を推定いたしますと、おおむね千隻、二千万総トン程度ではないか。総トン数にすると我が国商船隊の三分の一程度を占めているというふうに見ております。このように我が国の商船隊は事実上便宜置籍船に相当程度依存しているわけでございまますが、これは海外の主要海運国においても便宜置籍船がその商船隊の相当部分を構成しているということから見て特異な状況ではないというふうに思っております。我が国といたしましてもこうした海外の海運諸国と競争していくためには、国際競争力のある日本籍船を



けであります、そういう意味で本予算で十分に対応できるというように考えております。

○長田委員 この給付金制度は、海で離職した人が海に復職した場合にだけ適用されるわけですね。したがいまして、陸に復職する場合においては労働省の所管となりまして、別の給付金が支給される、こういうことです。私もいろいろ調べてみましたがれども、海で一たん離職して陸で働く、それでまた海へ戻りたい、こういう人たちはいましても、そういう場合にはこの給付金制度と、いうのは適用されません。

現在の毎重業界は確かに較へて大況ではあります

すけれども、私は、将来展望は必ず開けてくるだろう、このように考えております。そうした意味で、陸で働いていた人がいずれはまた海に戻るケースというのは当然出てくるような感じが私は

いたしております。こうしたときにすぐ対応でできるように、私は柔軟な制度の拡充を図った方がいいのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○野尻政府委員 確かに先生おっしゃるとおりであります。

御指摘のようなケースにつきましては、個々の職業紹介をするとか就職指導を行うとか職業訓練を行うといったような援助措置を弾力的に行うようになってまいりたいとこう考えております。

○長田委員 それでは、当面の船員雇用対策は、現実をよく見据えて、どうかひとつしきり行つていただきたい、このように考えております。とりわけ、日本は島国でありまして、海運は不可欠であります。しかも、長引く海運不況で若手船員の採用もなく船員の高齢化が進んでいる中で、大臣は将来に向けまして日本の船員の確保についてどのように考えていらっしゃるか、最後にこの点だけお尋ねをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

海運というのはまさに不可欠の業務でございまして、それをだれが担当してもいいじゃないかといふ人もいるかもしませんけれども、私は決してそうは思いません。やはり、こういう国家社会にとっては致命的な仕事を同胞が担当してくれることで私たちも安心もできるわけでございまして、この間も河村委員からもナショナルミニマムについての御質問もありましたが、そういうことももう一回考え方直しながら、若い船員、要するに後継者といいましょうか、これから長い将来、日本のために日本の海運を支えてくれる日本人の船員の確保のために多角的な努力をしていかなければならぬ、と思つております。

○長田委員 終わります。

○関谷委員長 河村勝君。

○河村委員 けさから主として船員法改正案についてずっと審議が続いております。私もそれについて質問いたします。なるべく重複を避けて質問するつもりですけれども、非常に基本的な大事なことでもありますので多少は重複をすることがありますが、その点はお許しをいただきたいと思います。

まず、大臣にお伺いをいたします。

この法律案改正に伴つて週四十時間労働制への移行をするわけありますが、いつ四十時間に到達をするかというその道筋について先ほどから大臣、船員部長から話がありました。船員部長に至っては、今まで五十六時間を一遍にやるのだから、一遍に四十八時間に持つていくのですから大差はない、などといふ厚かましいことを言っておりました。しかし、陸上が早くから四十八時間になつてゐるのに船員だけが五十六時間であつたということ自体が運輸省の大怠慢であつて、それを逆用して四十八時間が大英断なんて言つてゐる精神で強調されなかなか一遍にはいかないんだといふことは思わない。

大臣もどこまで実態を承知して言つておられるのかわかりませんが、海運の労働条件の特殊性を考慮してはとてもこの労働時間短縮がスムーズに運ばれるとは思わない。

海運というののはまさに不可欠の業務でございまして、それをだれが担当してもいいじゃないかといふ人もいるかもしませんけれども、私は決してそうは思いません。やはり、こういう国家社会にとって致命的な仕事を同胞が担当してくれることで私たちも安心もできるわけでございまして、この間も河村委員からもナショナルミニマムについての御質問もありましたが、そういうことももう一回考え方直しながら、若い船員、要するに後継者といいましょうか、これから長い将来、日本のために日本の海運を支えてくれる日本人の船員の確保のために多角的な努力をしていかなければなりません」と思つております。

○長田委員 終わります。

○関谷委員長 河村勝君。

○河村委員 けさから主として船員法改正案についてずっと審議が続いております。私もそれについて質問いたします。なるべく重複を避けて質問するつもりですけれども、非常に基本的な大事なことがありますので多少は重複をすることがありますが、その点はお許しをいただきたいと思いま

ます、大臣にお伺いをいたします。  
この法律案改正に伴つて週四十時間労働制への  
移行をするわけであります、いつ四十時間に到  
達をするかというその道筋について先ほどから大  
臣、沿員部長から話がありました。沿員部長にてま  
ま

つては、今まで五十六時間をお遍にやるのだから、一回に四十八時間に持つていくのですから大英断であるなんという厚かましいことを言っております。しかし、陸上が早くから四十八時間になります。船員だけが五十六時間であつたということ自体が運輸省の大怠慢であつて、それを逆用して四十八時間が大英断なんて言っている精神ではとてもこの労働時間短縮がスムーズに運ばれるとは思わない。

大臣もどこまで実態を承知して言つておられるのかわかりませんが、海運の労働条件の特殊性を考慮しては

よなことを言つておられますけれども、実際陸上と比べてそんなに違うのだろうか。先ほど船員部長は、一日二十四時間ぶつ通しで働かなければならぬこともあるといふようなことを言つてゐるが、これは陸上だって、鉄道は二十四時間勤働であり、今度四十時間に移行することに全然特別の条件は与えられていない。若干運輸関係について道程に多少の段階はあるかもしれないけれども、おおよそ同じような条件で扱われている。二十四時間じゃないかもしけないけれども、長距離トラックのようなものでもやはり労働基準法の適用になつてゐるわけですね。

だから要は、運輸省が頑張つておるといふのは、内航海運が非常におくれた条件にある、運輸省の、国の許可事業である内航海運がおくれた条件にあることを当然のことのようにして、それを理由になかなか勤務時間短縮が進行しないんだ、こういうように聞こえるのですよね。ところが実際は、海運全体を見れば外航は既に労使間の協約によつて四十時間が上がりつつあるのですね。内航でも労使関係の確立しているところは既に四十二時間体制に移行している。残るところは内航の小型船ですね。これは確かに労働条件にある。だけれども、こんなものはほつておいた運輸省の責任なんですよ。それを考えたら、今までのいきさつを理由にしてそれで他の陸上よりもおくれてもいいということが当たり前であるのかのように話をされると、それは不見識だと私は思うのです。ですからこの際、当面二〇〇〇年を目指すとするとおっしゃるけれども、陸上の方では三年間で四十四時間、四十時間までは一九九三年という確認がされているようですが、一九九三年と言いましても、少なくとも二〇〇〇年目標などと言わずに一九九〇年代のなるべく早い時期に実現しましようというぐらいのことは言つてしまふべきだと思ひますが、運輸大臣いかがですか。

上と比べてそんなに違うのだろうか。先ほど船員部長は、一日二十四時間ぶつ通しで働くなければならぬこともあると、いうようなことを言っているけれども、これは陸上だって、鉄道は二十四時間動いているので、二十四時間、一昼夜交代勤務なんという勤務時間もあるけれども、やはり八時間労働であり、今度四十時間に移行することに全然特別の条件は与えられていない。若干運輸関係について道程に多少の段階はあるかも知れないけれども、おおよそ同じような条件で扱われている。

二十四時間じゃないかもしれないけれども、長距離トラックのようなものでもやはり労働基準法の適用になつているわけですね。

だから要は、運輸省が頑張つておるというのには、内航海運が非常におくれた条件にある、運輸省の、国の許可事業である内航海運がおくれた条件にあることを当然のことのようにして、それを理由になかなか勤務時間短縮が進行しないんだ、こういうようにも聞こえるのですよね。ところが実際は、海運全体を見れば外航は既に労使間の協約によって四十時間ができ上がつてあるのです

ね。内航でも労使関係の確立しているところは既に四十二時間体制に移行している。残るところは内航の小型船ですね。これは確かに劣悪な条件にある。だけれども、こんなものはほっておいた運輸者の責任なんですよ。それを考えたら、今まで

でのいきさつを理由にしてそれで他の陸上よりもおくれてもいいということが当たり前であるかのように話をされるというのは不見識だと私は思うのです。ですからこの際、当面二〇〇〇年を目指とするとおっしゃるけれども、陸上の方では三年間で四十四時間、四十時間までは一九九三年という確認がされているようですが、一九九三年と言わないまでも、少なくとも二〇〇〇年目標などと言わずに一九九〇年代のなるべく早い時期に実現しましようというぐらいのことは言ってしかるべきだと思いますが、運輸大臣いかがですか

○石原国務大臣 過去のいきさつを私必ずしもつまびらかにいたしませんが、例えば補償休日の制度なども別に画期的なと私必ずしも思いました。海運という業務の特殊性を考えればこういう思いつきというのはもつと早く出てきてしかるべきだったのではないかという気もしないでございませんが、いずれにしろこの時点で改正をして、時代のニーズもございまして労働時間を海運においても短縮しようという決心をしたわけでございまして、これはできるだけ、一日でも早く、早期に実現されればこれにこしたことではないわけで、二〇〇〇年と申しましたけれども、一九九〇年代のできるだけ早い時点で完成したいと思いますし、またその努力を一生懸命しようと思ひます。

○河村委員 二〇〇〇年目標は取っ払って、一九九〇年代なるべく早い時期ということで進めていただきたい、それをぜひともお願いをいたします。

先ほどから船員部長が、補償休日を運用することによってスムーズに時間短縮をやっていくんだということをしきりに強調されるものですから、これが非常に気になる。補償休日を使って、補償休日もなるべく休ませないで、それで人員の増加を防いでいこうという胆が見え見えでありますて、そうであれば大変危険なことで、それでは何のために休日を与えたかわからぬ。

補償休日について伺います。改正法の六十二条四項に、「補償休日の付与に関する必要な事項」を命令で定めると書いてありますが、大体どういうことを予定していますか。

○野尻政府委員 第四項の「補償休日の付与に関する必要な事項」ということでありますが、これについては、付与されるべき補償休日の形態につきまして、例えば停泊中に休ませるとかあるいは下船中に休ませるとかいろいろな休ませ方があるわけであります、そういうふうに考えておりまして、必ず定めたいというふうに考えておりまます。私どもいたしましては、乗組中に休日をと

○石原国務大臣　過去のいきさつを私必ずしもつまびらかにいたしませんが、例えば補償休日の制度なども別に画期的などと必ずしも思ひません。海運という業務の特殊性を考えればこういう思いつきというのはもつと早く出てきてしかるべきだったのではないかという気もしないでもございませんが、いずれにしろこの時点で改正をして、時代のニーズもございまして労働時間を海運においても短縮しようという決心をしたわけでございまして、これはできるだけ、一日でも早く、早期に実現されればこれにこしたことはないわけで、二〇〇〇年と申しましたけれども、一九九〇年代のできるだけ早い時点にでも完成したいと思いますし、またその努力を一生懸命しようと思います。

○河村委員　二〇〇〇年目標は取っ払って、一九九〇年代なるべく早い時期ということで進めたいただきたい、それをぜひともお願いをいたします。

先ほどから船員部長が、補償休日を運用することによってスムーズに時間短縮をやっていくんだということをしきりに強調されるものですから、

これが非常に気になる。補償休日を使って、補償休日もなるべく休ませないで、それで人員の増加を防いでいこうという胆魄が見え見えでありまして、そうであれば大変危険なことで、それでは何のために休日を与えたかわからない。

補償休日について伺います。改正法の六十二条  
四項に、「補償休日の付与に関する必要な事項」を  
命令で定めると書いてありますから、大体どういう  
ことを予定していますか。

○野尻 政府委員 第四項の「補償休日の付与に関する  
必要な事項」ということですが、これにつきましては、付与されるべき補償休日の形態につき  
まして、例えば停泊中に休ませるとあるのは下  
船中に休ませるとかいろいろな休ませ方があるわ  
けでありますから、そういうふうに考えておりま  
ついてまず定めたいというふうに考えておりま

るというのはやはり拘束時間内における休日でありますから余り望ましいことじやないということ、労働協約によって定める場合に限るというふうにしたいと思つております。そのほか、補償休日のとり方につきましては今申し上げました下船中あるいは停泊中ということを原則にするというような規定、あるいは、補償休日を与える場合に必要な手続、そういうものについてここで定めたいというふうに考えております。

○河村委員 六十五条の方の、補償休日に作業に従事させることのできる日数。補償休日の日数を命令で定めると書いてあります。が、これは何日を考えていますか。

○野尻政府委員 補償休日はあくまでも休日、いわば振りかえ休日に相当するわけでありますから、なるだけ働かせないというのが原則であり、ゆっくり休んでいただくことが望ましいことは言うまでもありません。しかしながら、船舶運航の実態から見ますと、多少の休日出勤という形での労働はやむを得ないであろうというふうに考えて六十五条を設定したものであります。ただ、今先生御指摘のように、ルーズにやりますと、いつまでも働かせるという心配がありますので、日数制限をしたわけであります。

どの程度にまでするかということにつきましては、これから船員中央労働委員会で御審議いただくわけでありまして、今私のところで確定的な日数ということについては申し上げにくいわけでありますけれども、例えれば労働協約で言いますと、百十八日の休日のうちでたしか三十八日就労をさせることができるというような規定があつたと記憶しております。そういう労働慣行といいますか労働実態、こういうようなことを勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

○河村委員 六十四条の「時間外及び補償休日の労働」に規定している補償休日労働と、六十五条の協定で定める補償休日、これとの関係はどうなものですか。これは、協定で定めたもの以外に、

臨時に必要がある場合には船長の判断によつてさ

らに補償休日に働かせることができる、プラスにあります。こういうふうに理解してよろしいですね。

○野尻政府委員 六十四条の規定によります補償休日の労働というのは、乗船中において補償休日が与えられた場合であります。臨時の必要がある特別の場合に限られるのに対しまして、六十五条の労働協定による補償休日の労働というのは、乗船中の補償休日に限らず、下船しての補償休日が含まれております。また、臨時の必要があるとかないとかいうことにかかわらず行い得るというものがございます。

労使協定を締結し、行政官庁に届け出ること、あるいは命令で定める日数を限度とするといった制約がござります。

○河村委員 しかし、要するに協定で定められた補償休日を超えて、臨時必要のあるときには休日に働かせることができる、こういうことになるわけでしよう、六十四条を適用した場合には。

○河村委員 そのとおりでございます。

○野尻政府委員 借休日は決めたけれども、結局みんな休暇を買上げてしまつて、それで休日ゼロにすることも可能になつてしまふわけです。だから、これは一般の時間外労働と補償休日の労働とを同じ項目に書いているけれども、特にこの「臨時の必要があるとき」というのは厳格に解釈をすべきである、こう考りますが、いかがですか。

○野尻政府委員 新法といいますか、改正後の第

六十四条第一項というのは、現行法の六十七条を踏襲したものでございます。

現行の六十七条の「臨時の必要」ということにつきましては、従来から船舶航行の安全を図るために必要な業務が含まれることはもちろんあるが、そのほか船舶の運航を確保するために必要な業務を排除するものではないといった解釈、運用が確立しているわけでありまして、今回の改正にあたりましても、こういった考えは変えておりません。

○河村委員 この時間外労働をどんな場合にでき

るかということについては、過去にも随分論議をした経緯がありまして、十年余り前に私もこの問題について議論をしたことがあるのです。どうもその当時においてもこれが非常に拡大解釈され、相当幅広く運用されている実態があつたものですから、これを限定しようと思って、その船舶の安全運航のために必要があるときは当然として、そのほかについても項目を列記して限定的に扱おう、そういう約束がされていたと思うのですけれども、さつきの答弁だと、その他船舶の運航を確保するために必要な場合は排除するものではないというようなことで、必ずしも限定的な表現でないよう思われるけれども、その点は一体どうなんですか。

○野尻政府委員 先生の以前の議論というのは、ちよつと今資料を搜しておったのですが見当たらないのです。たしか四十八年の運輸委員会での御議論だと思います。私も十分その議事録を読んでおります。その質疑を通じて今後通達を出してはつきりさせるということで五十年に通達を出してはした、これも先生御承知のとおりだと思います。そういう観点から今日まで来ておるわけでありまして、この十年来いわば「臨時の必要」ということの解釈については固まつていて、定着しているというようになります。

○野尻政府委員 そういう観点から今日まで来ておるわけでありまして、この十年来いわば「臨時の必要」ということの解釈については固まつていて、定着しているというようになります。

○河村委員 私が心配しているのは、内航の小型船舶のことと、こういうところでは労使関係が必要なところでは労使関係が必ずしも対等の立場にないものですから、補償休日の運用が恣意的に行われても抵抗力が乏しい。だからそれをチェックする方法はないかということ

であつて、補償休日の協定届け出の際によくチェックするとか、そういうような方法を運輸省としても考えるべきだと思うのですけれども、その点の配慮をどう考えておられますか。

○野尻政府委員 私どもいたしまして、先生御指摘のとおりにしたいと思つております。○河村委員 くれぐれも、この補償休日の運用いかんによつてはどんどん休日の買い上げがふえてしまつて、事実上勤務時間短縮の目的からは完全に外れるようになつてしましますから、特に念を入れて今後取り扱つてほしい、それを要望しております。

○河村委員 くれぐれも、この補償休日の運用についても常に労使双方の立場を考慮して、その安全運航のために必要な場合があるときは当然として、そのほかについても項目を列記して限定的に扱おう、そういう約束がされていたと思うのですけれども、さつきの答弁だと、その他船舶の運航を確保するために必要な場合は除外するものではありませんから、必ずしも限定的な表現でないよう思われるけれども、その点は一体どうなんですか。

○野尻政府委員 先生の以前の議論というのは、ちよつと今資料を搜しておったのですが見当たらないのです。たしか四十八年の運輸委員会での御議論だと思います。私も十分その議事録を読んでおります。その質疑を通じて今後通達を出してはつきりさせるということで五十年に通達を出してはした、これも先生御承知のとおりだと思います。そういう観点から今日まで来ておるわけでありまして、この十年来いわば「臨時の必要」ということの解釈については固まつていて、定着しているというようになります。

○野尻政府委員 そういう観点から今日まで来ておるわけでありまして、この十年来いわば「臨時の必要」ということの解釈については固まつていて、定着しているというようになります。

○河村委員 私が心配しているのは、内航の小型船舶のことと、こういうところでは労使関係が必要なところでは労使関係が必ずしも対等の立場にないものですから、補償休日の運用が恣意的に行われても抵抗力が乏しい。だからそれをチェックする方法はないかということ

も、漁業関係はともかくとして、商船に關する限り本法を適用して支障になることというのではなく、もう余りないのでないですか、いかがですか。  
○野尻政府委員 現在七百総トン以上の船舶については船員法本則で定めておりまして、七百トン未満の商船、小型船については省令で定めているとということになつております。しかし、本法と省令とでは規定の内容がかなり違つております。細かい規定を言い出すと切りがないので二、三例を申し上げますと、例えば七百トン未満の船につきましては変形労働時間制がしかれております。一週間の航行時間五十六時間、停泊時間四十八時間の範囲内であれば一日の制限労働時間を八時間を超えることができるとか、あるいはまた四週間に平均いたしまして一週間五十二時間の範囲内であれば一日または一週間の制限を超えて労働させることができるとかいうような規定がございます。そのほか小型の旅客船等についてもいろいろな本法にない規定があるわけでござります。

○河村委員　内航の労働条件が特に悪いということは結局経営内容が悪いこととの裏表になるわけですね。かつては、昭和二十二年、船員法制定当時はこの内航海運というのはほとんど小型の機帆船だったわけです。それがその間に急速に変わつて今では、さつきも話が出ましたけれども、六百九十九総トンといつても実力は積載トン数、重量トンでは二千トンぐらい運べる。四百九十九トンというのも千五百トンから千六百トンぐらい運べるという、非常に大型鋼船化してしまつてゐるのでありますね。だから企業の実態、中身は変わつてきているのです。ところが内航海運業法といふものをつくつて、運輸省の許可事業になつているにもかかわらず、どうも経営内容の改善といふところには運輸省は一つも関心を払つてなくて、今もって荷主支配、荷主が非常に強く、それで荷主に対する対して対等に口をきけないような企業ばかりがある。それが経営内容を悪くし、かつそれが当然労働条件の悪化にも影響を及ぼしているという状態が続いているわけです。陸の長距離トラックと対比されるのですけれども、陸の長距離トラックだって随分成長して大きな長距離トラックの会社もできて対抗力ができるのに、海の方はさうぱり進歩しないで相変わらず荷主に隸属しているような状態が続いている。これを運輸省は一体どう見て、これをどう改善しようとしているのかをお尋ねします。

さらに三十九年には五百総トン以上のものも対象にいたしました内航海運業法を制定いたしております。当初は登録制でございましたけれども、四十一年にこれを許可制に移行させまして、需給についても著しく過剰な場合には調整を行うという原則にいたしました。

それから、内航海運については宿命的な課題でござりますけれども、慢性的な船腹過剰の状態にありまして競争が非常に激しい。そういうことで、御指摘のように荷主に対しても弱い立場にあります。そういうことから、運賃等についてもかなり低目に抑えられるという制約があるわけでござります。しかしその点については、現在の制度で申しますと内航海運業法に基づいて許可制度がおられておりますが、一方この法律に基づいて船腹量調整の一つの目安にするために適正船腹量の制度がござります。これによりまして毎年度、それから五年間の各年度ごとの適正船腹量、産業経済の動向とかそういうものを踏まえまして、内航全体として、これも一般貨物船とかタンカーとか特殊タンク船とか、それぞれの船の種類別に適正船腹量というものを策定いたしております。これを一つの目安にいたしております。

それから最高限度量という制度もございます。著しく供給過剰になる場合については、許可制度によります許可をストップするというような制度もございます。そういうことで、現に昭和五十八年から六十二年にかけましては、この最高限度量を策定いたしましてストップした時期もあつたわけでございます。

そういうことで運用も行つておりますし、また内航海運組合法というものがございます。これによりまして内航総連合会を中心いたしました調整事業を行つております。ほとんどの内航船主はこの組合に加入しているわけでございまして、ここで船腹調整事業を行つております。いわゆるスクラップ・アンド・ビルト制度を実施いたしております。現在は一般貨物船については一の船腹を新造する場合には一・三のものをスクラップしなけれ

そういうことで逐次船腹量の調整は進んでまいりまして、ちょっと今数字は持ち合わせておりますけれども、ひところに比べればかなりその船腹量の調整も進んでまいってきておる状況でございます。

今後、内航海運についていえば、我が国産業構造の変化に伴いまして、内航海運は何といいましても重厚長大型の貨物を運送するわけでございまして、我が国の素材型の産業が次第に加工型に変わっていく、あるいは経済のソフト化、サービス化が進んでいくという中では将来的にはやはり貨物輸送量はどうしても減つてくるということが見込まれるわけでございます。昨年の九月に策定いたしました適正船腹量におきましても、五年間に亘りそれを船腹量を策定いたしまして、これを目安にしてこの船腹調整を実施していくこうとしているところでございます。そういうことで、我々としても現在の制度をいろいろ活用しながら、この内航海運が我が国産業にとって大変大切な機能を果たしているわけでございますので、的確に事業が遂行できるよういろいろと努力をしてまいりたいと考えております。

○河村委員 いろいろおやりになつて、あるけれども、実態がちっとも改善をされていないように思われる。

そこで、運賃。陸上のトラックは認可料金制をとっていますね。それ以上に大きなウエートを持っている内航海運について、運賃は標準運賃といふものをつくって、業界で調整運賃というようなものをつくった例があるようになりますが、今どうなつてているのか。どうしてこれはここまで荷主の圧力で運賃がダンピングに近い状態にされることが多いにかかわらず、認可運賃制度がこれないのか。許可事業でなければいいですよ。もう野放しにしてほっておくというなら別けれども、役所が法律で許可制をとつてやっている以上、そ

のくらいのことはやらなければおかしいのじゃないかと思ふけれども、どうなんですか。

○中島(眞)政府委員 御指摘のとおり、トラックについて運賃は認可制度をとつておるわけであります、内航海運については標準運賃制度ということでおざいまして、いわゆる強制力を持つたものではない制度になっております。また、内航海運組合法によります組合の調整事業の一環としての調整運賃というものがござりますが、これに違反した場合もその組合の内部規律によるということでありまして、いわゆる法律に基づいての罰則を伴つた強制運賃ではないという点が違うわけでございます。

なぜそういうことになっているかという点でございますが、内航海運の場合におきましては、船の種類、船種と私ども言つておりますが、それから船型、船の型でござりますね、それから船齢、あるいは船価というようなものが非常にばらばらでございまして、大きな幅がござります。また、港湾の荷役能力といったものも非常に区々でございまして、運送原価というものが非常に差が著しいわけでございまして、トラックのようなほかの輸送機関のように画一的なあるいは類型的な運賃や料金が決定しにくくという特殊性がござります。そういうことで標準運賃制度を現在法律で用意しておりますけれども、この標準運賃制度も過去に昭和四十一年と四十六年の二回設定されたことがございますが、この場合におきましても特定の航路、貨物、停泊日数、船型というものを前提としました一つのサンプルとしての運賃を算出しているわけでございまして、すべてのケースについて適用できるといふものではございません。そういうことで、非常に一般的あるいは類型的な運賃金というものを技術的に設定できない、それが非常に困難である、こういうところから現行の制度になつてゐるわけでございます。

一方、先ほど申し上げましたように、内航海運組合総連合会を法律に基づいて設置されておりまして、そのほか幾つかの海運組合がござりますけ

れども、そういうところの組織的活動によりまして、御指摘のとおりまだ十分ではないかもしますが、せんけれども、体質の強化ということでもあります。

運賃につきまして、例えば鉄鋼とか石油とかいうものにつきましては、関係の荷主業界との間で話し合いの場が確立されおりまして、あるいはまた専用船などにおきましては、個別の船社と荷主との間で具体的な運賃交渉が行われるというようなルールがかなりできています。そして、あるいはまた専用船などにおきましては、個別の船社と荷主との間で具体的な運賃交渉が行われるというようなルールがかなりできています。運賃制度としては現在法律上ございますけれども、設定されたものが五十年の五月には廃止されたという経緯がございます。また、調整運賃につきましても、これは昭和四十二年に内航タンカー組合、内航輸送組合、大型船輸送組合などの鉄鋼、石油、石炭のその三品目について航路そのほかの運送条件を特定いたしまして実施したわけです。

○河村委員 どうも私はその説明は納得しがた

い。船種、船型、その他の条件がばらばらだから

同一の運賃がつくらないというのでは、それは運賃そのものの法律から外れてしまうのじゃないですか。運賃というのはやはり同一のものを同じ量、同じ距離を運んだら幾らというふうに決めて、その運賃を自安にしてそれで船種、船型、商

船そのものの理があるような気がしまし

た。大変難しい問題だと思います。しかし、業界の発展安定のためにもこれから鋭意検討していく

でござりますけれども、先ほど申し上げたよう

な経緯によりましていすれも昭和四十八年から四十九年にかけて廃止されたという経緯がございま

す。

○河村委員 どうも私はその説明は納得しがた

い。船種、船型、その他の条件がばらばらだから

同一の運賃がつくらないというのでは、それは運

賃そのものの法律から外れてしまうのじゃない

ですか。運賃というのはやはり同一のものを同

じ量、同じ距離を運んだら幾らというふうに決め

て、その運賃を自安にしてそれで船種、船型、商

船そのものの理があるような気がしまし

た。大変難しい問題だと思います。しかし、業界の発展安定のためにもこれから鋭意検討していく

でござりますけれども、先ほど申し上げたよう

な経緯によりましていすれも昭和四十八年から四十九年にかけて廃止されたという経緯がございま

す。

○河村委員 どうも私はその説明は納得しがた

い。船種、船型、その他の条件がばらばらだから

同一の運賃がつくらないというのでは、それは運

賃そのものの法律から外れてしまうのじゃない

ですか。運賃というのはやはり同一のものを同

じ量、同じ距離を運んだら幾らというふうに決め

て、その運賃を自安にしてそれで船種、船型、商

船そのものの理があるような気がしまし

た。大変難しい問題だと思います。しかし、業界の発展安定のためにもこれから鋭意検討していく

でござりますけれども、先ほど申し上げたよう

な経緯によりましていすれも昭和四十八年から四十九年にかけて廃止されたという経緯がございま

す。

のくらいのことはやらなければおかしいのじゃな

いかと思ふけれども、どうなんですか。

○中島(眞)政府委員 御指摘のとおり、トラック

について運賃は認可制度をとつておるわけであります

が、内航海運については標準運賃制度とい

うことでおざいまして、いわゆる強制力を持つたも

のではない制度になつております。また、内航海

運組合法によります組合の調整事業の一環として

の調整運賃というものがござますが、これに違反

した場合もその組合の内部規律によるということ

であります。

なぜそういうことになつているかという点でござ

りますが、内航海運の場合におきましては、船

の種類、船種と私ども言つておりますが、それ

から船型、船の型でござりますね、それから船齢、

あるいは船価というようなものが非常にばらばら

でございまして、大きな幅がござります。また、

港湾の荷役能力といったものも非常に区々でござ

いまして、運送原価というものが非常に差が著し

いわけでございまして、トラックのようなほかの

輸送機関のように画一的なあるいは類型的な運賃

や料金が決定しにくくという特殊性がございま

す。そういうことで標準運賃制度を現在法律で用

意しておりますけれども、この標準運賃制度も過

去に昭和四十一年と四十六年の二回設定されたこ

とがございますが、この場合におきましても特定

の航路、貨物、停泊日数、船型というものを前提

としました一つのサンプルとしての運賃を算出し

ているわけでございまして、すべてのケースにつ

いて適用できるといふものではございません。そ

ういうことで、非常に一般的あるいは類型的な運

賃金というものを技術的に設定できない、それ

が非常に困難である、こういうところから現行の

制度になつてゐるわけでございます。

一方、先ほど申し上げましたように、内航海運

組合総連合会を法律に基づいて設置されておりま

して、そのほか幾つかの海運組合がござりますけ

ども、非常に多くの組織的活動によりまして、御指摘のとおりまだ十分ではないかもしま

せんけれども、体質の強化ということでもあります。

そこで、船員関係に戻りますが、そうしたもの

もろの要件も加わって、内航の小型船舶の船員

は、確かにすべての面で悪い労働条件下に置かれ

て、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

賃論をここでもつていつまでもやる気はないけれ

ども、相手の競争条件が同一でないから同一の、

均一の運賃は決められないという理屈はないの

で、運賃の方が先におおよそそのところで決まつ

て、それを条件としてお互いに競争してほかの条

件をあわせていくということになるはずで、どう

もよつとそれは私は大変おかしいと思う。も

う一遍これは考え直す必要があるのじゃないですか。運輸大臣はこういう議論だけではちょっと答弁は無理ですか。

○河村委員 さよならは船員法の問題ですから、運

ることがばれたら直ちに首になつても全く異存はありません。どうなんですか。

○野尻政府委員 内航海運の事業者の数というの

は、昨年の三月末現在で八千社以上あるわけですが、その大半が小規模企業であります。

いまして、そのうちの七〇%が未組織船員だといふ状況の中

にあります。労働協約がないということから、その就労実態が把握しにくいという状況にあることは事実であります。

そういう観点から、今お話をありました黄犬契約につきましても、そういううわさがあるということは聞いておりますけれども、事実として黄犬契約が存在しているということについての確認をしたことがないという意味でお答え申し上げました。

○河村委員 あるのですよ、実際。だから、ないなんて言わないで、もうちょっと本当のところをつかんでやつてもらわないと困ります。これは細かいことだけれども、業者の中に、自分とこの保有船を裸貸し渡しをしてチャーチャーバックして使うことによって、所有を別の企業に移して、それぞの企業が十人未満になるようにして、十人未満になると就業規則をつくらなくてよろしい、そういうことによってこういう労働規則の違反をやつておるという事実があるよう聞いていますが、それはあなた、知っていますか。また、知っているとすれば、就業規則を十人未満でもつくらせるとか、あるいはそういうものを見せかけの分割は認めないとかんとか、どちらかの方法を知らないとだんだん抜け穴が大きくなると思うのですが、いかがですか。

○野尻政府委員 就業規則を免れるという目的で、今御指摘のような形態がとられるというような事実については私ども聞いておりません。

○河村委員 検討してみてください。

次に、小労則の改正について伺います。

この改正法案が成立をしたら小労則の改正には速やかに取りかかるということに相なつておりますが、どういう段取りになりますか。

○野尻政府委員 七百トン未満の小型内航船につきましては、小労則で労働時間が定められているところであります。この省令につきましては、船員法の定めに準じた規定となつていて、補償休日制の創設等、本法の改正に伴いまして当然その見直しが必要になると考えております。

この省令の改正につきましては船員中央労働委員会の審議を経ることとなつておりますので、具体的な内容について今ここで申し上げるという段階ではありませんけれども、本改正の趣旨が省令に反映されるように最善の努力をしてまいりたいと

いうように考えております。

○河村委員 今まででも小労則には定員の規定はありませんね。定員については、法の条文をちょつと忘れたけれども、要するに七百トン未満の船に對しては六人以上の船員を乗せるという規定が適用除外になつておりますので、そのためにはわざわざ六百九十九トンなどという船ができる、それが大勢を占めているということであつて、要するに定員の規定を外されることによつて非常に

小人数で船を運航する、それで内航海運が成り立つてゐると言つてもいいかもしれない。しかし、その程度がひど過ぎて、現実に内航船舶においては船長以下三人配置、多くても四人ないし五人配置で、一人が一日十二時間当直をして走つておる

という話になつていくわけ、こういう実態を改善していくためには、やはり定員を決めていかないと、三人や四人でやつておればこれはどうやつてみても休憩時間なんかとれるわけがないのです。自然と労働時間は長くなりますが、それか

る、居眠りをして事故を起こすという例も間々あ

るわけです。だから、この際、六人以上というこ

とを特に私は言うわけではないけれども、小労則改正に当たつて適当な定員を決めてそれを守らせることを考えないと、勤務時間短縮の目的も達せられないし、いつまでも安全上の欠陥を抱えたまま動いているということになるであろうと

思うので、その点は一体どう考えていますか。

○野尻政府委員 現行におきましては、小型船舶については就航する航路が短いものもあります。したがいまして、補償休日制の創設等、本

法で定められた規定となつていて、これを改める

こと考えております。

この省令の改正につきましては船員中央労働委員会の審議を経ることとなつておりますので、具

体的内容について今ここで申し上げるという段階ではありませんけれども、本改正の趣旨が省令に反映されるように最善の努力をしてまいりたいと

いうように考えております。

○河村委員 今まででも小労則には定員の規定は

ありませんね。定員については、法の条文をちょつと忘れたけれども、要するに七百トン未満の船に對しては六人以上の船員を乗せるという規定が適用除外になつておりますので、そのためにはわざわざ六百九十九トンなどという船ができる、それが大勢を占めているということであつて、要するに定員の規定を外されることによつて非常に

小人数で船を運航する、それで内航海運が成り立つてゐると言つてもいいかもしれない。しかし、その程度がひど過ぎて、現実に内航船舶においては船長以下三人配置、多くても四人ないし五人配置で、一人が一日十二時間当直をして走つておる

という話になつていくわけ、こういう実態を改善していくためには、やはり定員を決めていかないと、三人や四人でやつておればこれはどうやつてみても休憩時間なんかとれるわけがないのです。自然と労働時間は長くなりますね。それか

見解が出された経緯について私の承知している限りで御説明申し上げますと、まず二の表題について

では「適用範囲、小労則の扱い等について」と「等」というのをつけて、なぜ「等」をつけたかと申しますと、労働委員会で船員法改正について

審議している際にいろいろな問題が起きました。

今問題になっております小労則を廃止して本法へ持っていくという適用範囲拡大の問題、それと同

時に使用者側からは、現在の船員法七十条で甲板部員六人以上を乗せさせなければならないとい

う規定はもう陳腐化しているので、これを改める

と申しますと、労働委員会で船員法改正について

当然船員中央労働委員会がこの解釈についての第一義的な解釈権限があるということになりますが、私が申し上げましたのは、この公益委員見解が出るいきさつ及び審議の過程における議論等を踏まえて考えると、このなお書きについてはそのような解釈になるというふうに申し上げたわけでございます。

○河村委員 ここで水かけ論をしてしましようがないから、一遍船員中労委の見解を公式にとつてください。

それはともかくとして、本法適用範囲と小労則の取り扱いについて「三年以内を目途に結論を得ておりますが、これは日程的にはどのようにやつておりますが、これは日程的にはどのようにやつしていくつもりですか。

○野尻政府委員 まず第一に、私どもいたしましたは当面の問題は、今御審議いただいておりま

す船員法改正案が成立いたしますと直ちに政省令の作成に取りかからなければなりません。同時にまた、本法の改正に伴って必然的に直さなければならぬ小労則の改正にも取りかからなければいけないということです。私ども非常にこれから作業スケジュールがいつぱいというところでございま

す。しかし一方で、先ほど申し上げました小労則の適用範囲拡大の問題については、法律上の問題

あるいは実態面からの検討問題、いろいろな問題を抱えておりますので、私どもいろいろな観点からの検討をあわせて行つつもりであります。

○河村委員 時間が来ましたのでこれで終わりたと思いますが、運輸大臣、これまで議論してお

りまして、労働時間の問題について海運のガソリン航の小型船舶であることはわかりだと思いま

す。だから、これを単に労働条件だけの問題とし

なくて、内航海運業全体をこれからどういうふうに改善をし近代化していくかというのが最大のかぎになるわけですから、ぜひともこの問題について、これを契機に一遍見直しをして今後の方策をつくつてほしい、こう要請をしたいと思いますので、最後にそれに対する決意を伺つて質問を終わ

りたいと思います。

○石原国務大臣 御趣旨を体しまして、日本の海運の大事な部分を占めております内航の問題に関しましても、その近代化に精いっぱい努力をいたいと思います。

○河村委員 終わります。

○閑谷委員長 中路雅弘君。

○中路委員 船員法の改正法案を中心と御質問し

たいと思いますが、最初に今回のこの改正法案が

出てきた背景といいますか、提出された根拠についてお尋ねしたいと思います。

○野尻政府委員 今回の法律案を提案させていた

だきました背景につきましては、先日大臣から提

案理由説明で申し上げたところに掲げてあるとお

りでございまして、まず、労働時間の短縮が、國

民生活の向上あるいは労働者の福祉の増進の観点

のみならず、国際経済情勢を背景としまして、經

済構造調整、内需拡大の觀点からも重要な課題と

なっているというのが第一の理由であります。

それから第二の理由としまして、船員法の労働

時間に関する規定は航海中あるいは停泊中といっ

た別に細かく定められておりません。しかし、この

を背景にいたしまして、今回この法案を提出するに至つたわけあります。

○中路委員 直接は労基法の改正を機会にこの法

案の検討を開始されたと思うのですが、八七年九月に運輸省が船員中央労働委員会に諮問された、

そういう形で、運輸省の側から提起をされて検討

されただというふうに理解していいわけですね。

○野尻政府委員 そのとおりでございます。

○中路委員 この船員法の改正の法律案を提出す

るに当たつて、運輸省として、現在の船員の労働

実態、労働時間あるいは休日・休暇等をどのよう

に把握されたのか、あるいは調査をされたの

か、調査されたとすればどういうふうに実態を理

解されているのか、簡潔に。

○野尻政府委員 私ども、もちろんその労働の実

態を、つぶさにというわけにはまいりませんけれ

ども、できる範囲で調査をし、さらにまたいろいろな統計等を通じて船員労働の実態がどうであるかということを検討した上で今回の法案提出に至

つたものでござります。

○中路委員 六十一年九月から、運輸省の船員部

の労働基準課長等も参加されていますけれども、

船主協会あるいは海員組合等も入つて、財團法人

海上労働科学研究所で船員の実態調査というのを

されたわけです。この結果が「六十二年度船員労

働実態調査」ということとまとめられているとお

聞きしていたのですが、運輸省への実態調査書

を資料で出していただきたいというお願いをして

いたのですが、提出いただけないので、これは

理由があるのであります。

○野尻政府委員 今、職員に聞きましたところ、

そういう形での要望を受けていかつたといふこ

とでございますが……。

○中路委員 それは全く違うのですよ。レクに來

られたときも要請したのですよ。そうしたら、こ

ういう回答なんですよ。調査が、把握数も少ない

ので、実態を正確にあらわしていないという点もあ

るという面がございます。こういうようなこと

るので、あえて正式に出すことはしないのだとい

う話なんですよ。わかりませんか、事情は。

○野尻政府委員 私どもは別に故意にこれを隠そ

うというわけではありませんが、先生が今御指摘になられた、つまり私どもの職員が説明をいたしましたように、あの実態調査に当たりまして

は、いわゆる全数調査といいましょうか、すべての労働実態を反映した形で調査結果が出ているか

という必ずしもそうではない面がございまして、これをもとに議論されますと誤解されはしないかという配慮を私どもはしております。

○中路委員 海上労働科学研究所で直接いただき

ましたから持つてあるのですけれども、この実態調査、それは全般の実態を正確に詳細に調査をす

ることは容易ではありませんね。しかし、この実態調査は、調査の委員に海員組合の役員の方も入つておられますし、もちろん船主協会から各関係業界、組合、それから船員部の労働基準課長を

はじめ関係の皆さんのが参加して調査をされているわ

けですけれども、それなりに一応、今の船員の労

働実態の一部を統計的にあらわしているものだと

私は思うのですね。そういう観点で二、三これを

読んでみて、本当に労働実態、特に長時間労働等

がひどい状況にあるということを痛感するわけ

です。

例えは労働時間は、これは一週間でとらえてい

るわけですが、一週間の総労働時間で四十

八時間以上が圧倒的に多いのです。例えは外航船

の五千トン以上でとつてみると、四十八時間以

上は七四・一%ですが、特に今のが五十六時間を超

えているのでも合計しますと三四・八%になります

。この中には一週間に九十六時間から百時間、

百四時間というのもあるのですね。内航船になる

とさらにひどくて、四十八時間以上ですと八六・

二%、五十六時間以上になつても半分以上です

。この中には一週間に九十六時間から百時間、

百四時間というのもあるのですね。内航船になる

とさらにひどくて、四十八時間以上ですと八六・

二%、五十六時間以上になつても半分以上です

。この中には一週間に九十六時間から百時間、

百四時間というのもあるのですね。内航船になる

とさらにひどくて、四十八時間以上ですと八六・

二%、五十六時間以上になつても半分以上です

でもわかるのです。これは確かに抽出でやつていい

ますから全体の実態というのは出でていませんけれども、労働省も加わった調査の実態ですから、一応それなりにこういう事実があるということはお認めになるでしょう。

○野尻政府委員 今突然の御質問でございますので、私のお答えが場合によっては誤りがあるかと思います。その点はお許しいただきたいと思いま

す。

今御指摘の労働時間の調査は、一週間の労働時間の調査であります。労働時間は、通常、陸上の作業の場合と一週間タームで決められると思いますが、海上の場合には航行の実態に合わせて労働時間を把握しなければならないわけになります。つまり、一週間ずっと船が動いている場合には労働時間は当然五十六時間ということになつてしまふわけであります。したがつて、年間ならして終労働時間は一体どのくらいであるか、逆に言えば、年間、休日を付与されているわけでありま

すから、付与される休日は幾らかという観点からもやはり検討しなければならないだろうと思います。ただ、いざれにしましてもかなり現実において、特に小さな船について労働時間が多いといふことは多分事実であろうと私も思つております。

○中路委員 今休日のお話が出来ましたけれども、統計を見てみると、例えば一ヶ月の休日・休暇の取得状況を例にとりますと、航行中は、外航船五千トン以上で一・三、一ヶ月一日の休日がやつと、小さな船で見ますと、例えば五百トンになりますとゼロですね、七百トンで〇・一、航行中は休みがないというのが実態調査で出ている状況だと思うのです。

このたびの改正で、航海、停泊及び職種の区別なく、経過措置はありますけれども労働時間を一日八時間・週四十時間にして、こうと六十条でなつていていますし、休日制度の導入、それから振りかえですか補償休日制度が入ってきているわけであります。それなりに大きな改善なわけですが、こうして休日が保障され、あるいは時間短縮が法制上保

障されても、実際に実行できるのかといえば、やはりそれなりの裏づけが必要でありますし、その

中で定員の問題というのが大変大きいのじゃないですか。

○野尻政府委員 今の無配置局は五カ所であります。航行中は無理があるわけですし、そういう点で補償休日を本当に確保するためには、船員の定員を定めるようにしなければなりませんし、せっかく

ようすれば、予備員を乗船させない限りこれは基準労働期間を定めても、実効性という点でこうした裏づけがないと難しいと思うのです。労基法には定員は定めてないのですが、そもそも労基法で船員の労働条件が担保できませんから船員法といふ制度があるわけですから、今度のこうした改正を実際に実効あるものにしていくという点では、予備要員の確保ということが絶対必要条件だと思いますが、この点はいかがでしよう。

○野尻政府委員 船舶所有者ごとに企業規模あるいは使用する船舶の大きさ、就航する航路、就労形態がさまざまあります。これらすべての要素を考慮しつつ予備船員も含めて船舶所有者単位での要員の基準を設定する。そしてこれを法律で定めるというのは技術的に困難であると考えております。そういうことでございます。

○中路委員 実際に現状は言つたような実態ですから、今度は法文上それが改善されても、そういう裏づけがはつきりと担保されない限りこれは実効あるものにならないと私は思うのですね。また、そういうことが守られているかどうかという

ことをチェックしていく。例えば船員労務官の問題もついでにお聞きしておきますが、今船員労務官は全体で何名おられるわけですか。

○野尻政府委員 全体で百三十九名でござります。監査のために船舶、事業場に入った件数は、六十五年で二千四十二隻、七百総トン未満の船舶は一万一千九十三隻ということになっております。

○野尻政府委員 合計しますとこれで一万三千百三十隻になるのですが、指定漁船はどのぐらいありますか。

○野尻政府委員 漁船は九千七百四十六隻であります。

○野尻政府委員 御質問の趣旨は船員労務官の監査実績はどうかということだらうと思いますので、御説明申し上げます。

○中路委員 今お話しのものを合計しますと二万二千八百八十一隻になるわけですから、結局総トン数七百トン未満及び指定漁船、これは労働時間、休日、定員等の適用対象外のままになつてますね。七百トン以上の対象の船は、これで見ますと、ちょっとと今計算しますと一八・七%、二割ないですね。法の適用対象が二割の船だということが言えるわけですね。

七百トン以上の乗組員数あるいは未満を含めて船員数はどのくらいの数字になりますか。

○野尻政府委員 船員数について御説明申し上げますと、本局では四十五名、支局に九十二名、合わせて百三十七名でございまして、そのほかに沖縄に二名を配置しております、合計百三

ですが、いかがですか。

○野尻政府委員 私どもとしましても、先生御指摘のとおり、従来から複数配置にすべきものといふことを前提にいたしまして増員計画を組み、最近のようない情勢でございますのでなかなか思うようにはまいりませんけれども、逐年少しづつではありますけれども増員がされているという現状でございます。

○中路委員 船員労務官が一人もいないという支局も五カ所ぐらいあると聞いていますので、どうかと私は思うのです。船員労働に週休制を導入し

ます。

ます乗組員の数は三万五千百六十人、七百総トン

未満の商船に乗っている船員数は四万二千九百二十三名でございます。ただ、このほかに会社では

それぞれ予備員を抱えているわけでありまして、予備員の数を加えなければなりません。予備員総数は二万一千百八十一人がありまして、これを七百総トン以上と七百総トン未満とに振り分けをす

ることになるわけですが、これまでのいろいろの経験値等から考えてみますと、おおよそ二万一千のうち一万七千人程度は七百総トン以上の商船に属するものと考えております。したがいまして、それで計算いたしますと、ざつと、七百総トン以上の商船に關係しております船員は五万二千人余り、七百総トン未満につきましては四万六千余りといったところであろうかと思います。

○中路委員 先ほど船舶のあれで聞きましたから、漁船の方の乗組員数は幾らになりますか。

○野尻政府委員 漁船の方の船員数は、乗組員数が八万六千百八十三名、予備員数が二千二百八十三名です。これを加えますとざつと八万八千余りということになるうかと思ひます。

○中路委員 今、船舶数それから船員数等でお聞きしましたけれども、船舶数は法律の対象になるのが二割——一割ですね。八・九%。船員ではさつきましたけれども、船員数は法律の対象にならぬといふわけです。そういう点で、こういう状況のままでこれが本当に労働者の保護になるのだろうかという疑問さえ持つわけです。これは先ほども御質問がありましたが、特に内航海運、小型、こうした分野は省令でやられているわけですから、これを見直す、さらに本法に一本化していくことがぜひとも法の適用からいって重要な要素だと思いますけれども、改めてお聞きしておきたい。

○野尻政府委員 船員中央労働委員会からは、今御指摘の点について三年以内をめどに審議をし結論を得るべきであるという答申をいただいておりまして、私どもはこの答申に従いまして今後対応することになるわけでございますが、これまでのいろいろの経験値等から考えてみますと、おおよそ二万一千のうち一万七千人程度は七百総トン以上の商船に属するものと考へております。したがいまして、それで計算いたしますと、ざつと、七百総トン以上の商船に關係しております船員は五万二千人余り、七百総トン未満につきましては四万六千余りといったところであろうかと思います。

○中路委員 先ほど船舶のあれで聞きましたから、漁船の方の乗組員数は幾らになりますか。

○野尻政府委員 多少ふえておるのかもしれませんが、数まで私どもまだ検証しておりません。

○中路委員 多少じゃないのです。私ちょっと見ましたら、今度の改正部分で二ヵ所が十九ヵ所あるのですね。圧倒的に命令、省令になつてゐるということなのです。だから、実際に審議していくといつても中身はこれから——恐らく聞いてもおっしゃらないでしょうが、中央の労働委員会で審議を経てといふお話をしようから、実際の労働条件の中身が示されないまま論議をするということにもなつてくるわけです。

○野尻政府委員 就業規則、または船舶所有者が船員の過半数を代表する者との協定で定める部分、これはどのくらいありますか。これもわかりませんか。

○野尻政府委員 今資料を持ちて持つておりますので、御勘弁願いたいと思います。

○中路委員 労働協約に定める部分の箇所もあるわけですし、船員労働の最低基準を定めるこの法案が命令や就業規則、労働協約に多くをよりどころとすることになつてゐるわけですね。これはどういう経過からそうなつておるのですか。

○野尻政府委員 基本的な考え方といつしまして、一定の基準期間と書いてありますが、基準労働時間がついて週平均四十時間になるように労働時間を定める。したがいまして、個々の一週間をどうえてみます場合によつては五十六時間労働をする場合もありますが、超過労働時間については別途休日という形で補償する、あるいはまた一週間当たり一日の休日は保障するという形で大幅な改善がされていると私どもは考えております。

○中路委員 この問題は、私が強調するのは、御存じのように憲法二十七条で労働者の権利義務、勤労条件の基準の項がありますが、その二のところに「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」となつてゐるのでですね。労働条件の基本は法律で定めると何まで法律で定めるということはもちろん不可能ですけれども、国の責任で船員労働を改善していくことになつてゐるわけです。だから、何からくといふならば、やはり労働条件の法定主義を守つて、できるだけ省令等にゆだねる、落としてしきれないということで、必要最小限の範囲内で命令で定めるようさせていただいているわけです。

○野尻政府委員 いや、その命令の部分が少なくなるのじゃなくて、どんどんそれをふやす、しかも対象の範囲もまた非常にわざかですかからね。だから本当に労働条件をこういう法律で決めていくということになれば、もととそういう意味では国会で審議が——省令といふことになれば、法律事項でありませんから、こういった改正案等の論議の対象

していきたいと考えております。

○中路委員 本法案はいわゆる省令、命令で定められる箇所が非常に多くなつてきているわけです。改正部分で、改正以前と以後ではいわゆる命令で定めた箇所はどうなつていますか。数ですね。わかりますか。

○野尻政府委員 多少ふえておるのかもしれませんが、数まで私どもまだ検証しておりません。

○中路委員 多少じゃないのです。私ちょっと見ましたら、今度の改正部分で二ヵ所が十九ヵ所あるのですね。圧倒的に命令、省令になつてゐるということなのです。だから、実際に審議していくといつても中身はこれから——恐らく聞いてもおっしゃらないでしょうが、中央の労働委員会で審議を経てといふお話をしようから、実際の労働条件の中身が示されないまま論議をするということにもなつてくるわけです。

○野尻政府委員 今回の改正に当たりましては、ある一定期間を通じて、将来目標になりますが、週四十時間労働制ということに移行できるような仕組みを考えているわけであります。そこでは一定の基準期間と書いてありますが、基準労働時間がついて週平均四十時間になるように労働時間を定める。したがいまして、個々の一週間をどうえてみます場合によつては五十六時間労働をする場合もありますが、超過労働時間については別途休日という形で補償する、あるいはまた一週間当たり一日の休日は保障するという形で大幅な改善がされていますと私どもは考えております。

○中路委員 この問題は、私が強調するのは、御存じのように憲法二十七条で労働者の権利義務、勤労条件の基準の項がありますが、その二のところに「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」となつてゐるのでですね。労働条件の基本は法律で定めると何まで法律で定めるということはもちろん不可能ですけれども、国の責任で船員労働を改善していくことになつてゐるわけです。だから、何から

回の場合、逆にどんどんみんな命令で落としてしまふという、中身もわからないという状況なので

すね。これは労働条件、賃金、就業時間、休息その他労働条件、いわゆる基準は法律で定める、こういう法定主義を後退させてしまうということになるのじゃないかと思うのですが、いかがで

す。○野尻政府委員 私どもいたしましては、今回の改正は何といましても労働者の保護という観点から労働時間を短縮すべきであるというようになります。ただ、労働時間の短縮につきましては、先ほど申し上げておりますように、労働基準法のように週の労働時間といふものを作りまして、それで時間を短縮するということが船の場合は事实上不可能だ。そこで考え出しましたのが補償休日制度ということでございま

す。

○野尻政府委員 たゞ、補償休日制度の場合は、一週間労働いた場合に、例えば四十時間なら四十時間とした場合に、四十時間を超えて労働した分については別途振りかえ休日という形で補償するとか、あるいはまた一週間当たり一日は休日として必ず保障しなければいけないとかというような、非常に技術的な内容にわたる規定が盛り込まれているわけでございます。したがいまして、そういう基本的な考え方については、すべて法文で書かれておりますけれども、その補償休日について具体的にどういう形で計算をし、どういう形で付与していくかと

いふことになりますと、これをすべて法律では書き切れないということで、必要最小限の範囲内で命令で定めるようさせていただいているわけです。

○中路委員 いや、その命令の部分が少なくなるのじゃなくて、どんどんそれをふやす、しかも対象の範囲もまた非常にわざかですかからね。だから本当に労働条件をこういう法律で決めていくということになれば、もととそういう意味では国会で審議が——省令といふことになれば、法律事項でありませんから、こういった改正案等の論議の対象

に直接はならないわけですね。そうでなくて、やはり国会で十分その中身についても論議していくということを強く要請しておきたいと思います。

時間もそうありませんから、あと一、二お聞きしたいのです。個別の問題ですが、特定船舶に対する变形労働時間制、七十二条の二で残されているわけですが、これまで旧国鉄の青函、宇高連絡船ですが、これが廃止されたわけですから、この特例は必要がないと思うのですが、これを廃止しなかつたのはどうしてですか。

○野尻政府委員 今回は旧法を大幅に改正をいたしました、いわば労働時間、休日に関する規定は全面改正に近いというように考えられます。今御指摘の点につきましては、旧法にあって新法になりました。旧法にあって新法になりました。そこで、ある一定期間はまとめて働いて、一日とか二日とか休日を与えることは難しいということから、ある一定期間はまとめて働いて、そのかわり休日をある意味ではまとめて取得するというようなことを考えたわけでございます。たゞ、船舶というのは、荷主サイドからいろいろな要請もありました。それが今回一律八時間労働に移すとかいうような形で大幅な改正をしているわけだと思います。そうしますと、今後例えばクルーズ船とかいうような形で新しく出てくるであろう船の場合、旧来の法律であれば対応できただものが新法では対応できなくなってしまうというような事態になりかねないわけあります。そういう意味もありまして、今御指摘の条文が残っているというよう御理解いただきたいと思います。

○中路委員 使用者の皆さんいろいろ書いた意見等を見ますと、フェリーだと旅客船だとそういうものの中の対象に挙げているのですね、今石油掘削の船の話が出来たけれども。私はこうした特例は必要ないと思いますが、適用する場合に当たっては極めて限定して対処をしていかないといふのが規則緩和の道をあけることになります。これが規則緩和の道をあけることになります。年間休日百十八日に対して、私の記憶では三十九日間は就労することができるといふようなことも一つの参考になろうかと思いま

してはこれが労働委員会で十分審議していたので決めていこうというように考えております。

○中路委員 もう一つ。時間外労働は、船長の必要による協定ですか、これを届け出る場合定められることになるわけですが、この場合の基準をどうするわけですか。労使双方の合意があればいいということでは、時間外労働の事実上の延長が可能となるのではないかと思うのですが、

○野尻政府委員 今の御質問は、補償休日における時間外労働のことだと思います。

補償休日につきましては、先ほど申し上げましたように、船舶運航の実態から見ますと、一週間に一日とか二日とか休日を与えることは難しいということから、ある一定期間はまとめて働いて、そのかわり休日をある意味ではまとめて取得するというようなことを考えたわけでございます。たゞ、船舶というのは、荷主サイドからいろいろな要請もありました。それが今回一律八時間労働に移すとかいうような形で大幅な改正をしているわけだと思います。そうしますと、今後例えばクルーズ船とかいうような形で新しく出てくるであろう船の場合、旧来の法律であれば対応できただものが新法では対応できなくなってしまうというような事態になりかねないわけあります。そういう意味もありまして、今御指摘の条文が残っているといふことがあります。それは、使用者の皆さんいろいろ書いた意見等を見ますと、フェリーだと旅客船だとそういうものの中の対象に挙げているのですね、今石油掘削の船の話が出来たけれども。私はこうした特例は必要ないと思いますが、適用する場合に当たっては極めて限定して対処をしていかないといふのが規則緩和の道をあけることになります。これが規則緩和の道をあけることになります。年間休日百十八日に対して、私の記憶では三十九日間は就労することができるといふようなことも一つの参考になろうかと思いま

す。そういう労働慣行あるいは労働の実態において定着しつつあることを踏まえて日数制限を考えなければいかぬと思いますし、さらにまた、労使間の協定でその点についても十分制約できると

いうように考えております。

○中路委員 そろそろ時間ですので、終わりに私は、この改正案について二、三見解を述べておきたいと思います。

補償休日の法定化あるいは有給休暇の取得の条件の緩和など、労働条件を改善する一定の面がありますけれども、やはり労働諸法規の規制緩和の一環となるものですし、船員法の緩和といいますか、既に船主の方では甲板六名の定員も外す論議も出てるわけですし、こうした方向に道を開くという心配もあるわけです。また、先ほど指摘しましたが、命令によってどんどん定めるということが多くなってきて、労働条件の法定主義があいまいにされてくるということも指摘しておきたいと思います。船員労働の特殊性と言われる变形労働が一層促進され、船員の人減らし等に新たに根拠になるということを強く感じるわけです。

法案についての意見を述べて、質疑を終わりました。

○関谷委員長 これにて両案に対する質疑は終了

いたしました。

○柿澤委員 ただいま議題となりました船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、柿澤弘治君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共产党・革新共同の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出しております。

提出者から趣旨の説明を求めます。柿澤弘治君。

○柿澤委員 ただいま議題となりました船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共产党・革新共同を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 深刻な外航海運不況等に伴う厳しい船員雇用情勢に対処するため、新たな職域の確保に努めるなど積極的な対策を講ずること。

二 我が国貿易物資の安定輸送の確保を図るために、国際競争力のある我が国商船隊の整備に努めること。

以上であります。

本附帯決議は、当委員会における法案審査の過程におきまして、委員各位からの御意見及び御指摘のありました問題点を取りまとめたものであります。本法の実施に当たり、政府において特に留意して措置すべきところを明らかにし、船員雇用の安定に万全を期そうとするものであります。

以上をもって本動議の説明を終わります。

○野尻政府委員 具体的な船舶あるいはその類型としての船舶、そういうような指定基準につきま

○関谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
採決いたします。

柿澤弘治君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○関谷委員長 次に、船員法の一部を改正する法律案について議事を進めます。  
この際、本案に対し、亀井静香君から修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。亀井静香君。

船員法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○亀井(静)委員 私は、自由民主党を代表して、

本法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の案文はお手元に配付しておりますので、  
その朗読を省略させていただきます。

修正案の内容は、  
一 海員の一週間当たりの労働時間を定める政令は、週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、制定され、及び改正されるものである旨を明らかにすること。

二 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることあります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○関谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
修正案につきましては、別に発言の申し出もありません。

○関谷委員長 これより原案及び修正案について討論に入る所以あります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより船員法の一部を改正する法律案及び修正案について採決いたします。  
まず、亀井静香君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立多数。よって、亀井静香君提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 起立多数。よって、亀井静香君提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 ただいま議決いたしました船員法の一部を改正する法律案に対し、柿澤弘治君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉原米治君。

○吉原委員 ただいま議題となりました船員法の

一部を改正する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申しあげます。

まず、案文を朗読いたします。

船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 省令により労働時間等が規制されている小型船等に乗り組む船員に対する船員法の労働時間等の規定の適用に関して、できる限り早期に検討すること。

二 「小型船等に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」及び「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」にこれより船員法の一部を改正する法律案及び修正案について採決いたします。

まず、亀井静香君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 ただいま議決いたしました船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について採決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について採決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について採決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関谷委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関谷委員長 御異議なしと認めます。よって、

促進を図るため、船員労務監査業務の徹底、必要に応じた船員労務官等の増員など船員労働行政体制の一層の充実強化を図ること。

本附帯決議は、当委員会における法案審査の過程におきまして、委員各位からの御意見及び御指摘のありました問題点を取りまとめたものであります。以上をもつて本動議の説明を終わります。

○関谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。船員の労働条件のより一層の改善に資そうとするものであります。

以上をもつて本動議の説明を終わります。

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○関谷委員長 次回は、来る十三日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

船員法の一部を改正する法律案に対する修正案

船員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一百四十六条及び第一百四十七条の改正規定のうち第一百四十六条第二項中「政令は」の下に「、週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行するため」を加える。

附則第二条中「改正後の船員法」の下に「(以下「新法」という。)」を加える。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の二条を加える。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

昭和六十三年四月九日印刷

昭和六十三年四月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D